

平成23年度雇用保険二事業の目標管理に係る評価体系

23'評価類型 (A: 重点的に評価の対象とする事業、B: 複数年度単位での評価を実施する事業、C: プロジェクト単位評価事業)

単位: 千円												
23' No	事業名	事業概要	22' 評価	平成22年度予算額	うち独法再掲分	平成23年度予算額(補正後)	うち独法再掲分	目標管理区分	22' 目標	23' 目標	目標設定の理由	実施主体
I 職業安定局関係				912,979,431	0	1,332,004,520	0					
1 早期再就職の促進のための需給調整機能の強化				18,643,023	0	14,411,688	0					
1	就職支援ナビゲーター(早期再就職支援分)による再就職支援プログラムの実施	早期再就職の必要性が高い求職者等に対し、就職支援ナビゲーター(早期再就職支援分)を配置し、履歴書・職務経歴書の個別添削や面接シュミレーションの実施、個別求人開拓等、担当者制による求職者の個々の状況に応じた体系的かつ計画的な一貫した就職支援を行う。	A	3,774,107		4,026,576			・就職率70%以上 ・就職支援プログラム開始件数 10万5千件以上	①就職率73%以上 ②就職支援プログラム開始件数 11万9千件以上	本事業は、就職支援ナビゲーター(早期再就職支援分)による計画的な支援により、再就職の促進を目的としていることから、支援対象者の就職率を目標として設定した。 目標値については、平成22年度実績(見込み)及び就職支援アドバイザーによる就職支援事業(事業名: キャリア・コンサルティング事業費)との統合を考慮し、就職率73%以上とした。	直轄
2	求人情報提供機能強化推進費	官民連携した雇用情報システムである「しごと情報ネット」の運営を行うことにより、早期の再就職等労働者の雇用の安定を図ることを目的とするもの。	C	102,659		51,408			・利用者に調査を実施し、しごと情報ネットを通じて求人情報に応募した割合 35%以上 ・しごと情報ネットへの1日平均アクセス件数 100万件以上 ・参加機関数 12, 000機関以上	・利用者に調査を実施し、しごと情報ネットを通じて求人情報に応募した割合 35%以上 ・しごと情報ネットへの1日平均アクセス件数 100万件以上 ・参加機関数 12, 000機関以上	平成21年度はしごと情報ネットへのアクセス件数や参加機関数の目標を達成したもの、求人情報に応募した利用者の割合が目標未達成となっており、23年度は昨年度と同じ目標とすることとした。	直轄(一部民間団体等)
3	失業給付受給者等就職援助対策費	失業給付受給者等に対する早期再就職の促進を図るため、各種の支援措置を行う。 ・就職支援セミナーの集中的実施 ・求職者のストレスチェック及びメール相談の実施	A	5,150,436		806,750			①雇用保険受給資格者の早期再就職割合22%以上 ②就職支援セミナー受講者のうち、「参考になった」と回答した者の割合80%	①雇用保険受給資格者の早期再就職割合24%以上 ②就職支援セミナー受講者のうち、「参考になった」と回答した者の割合90%	本事業は、失業給付受給者の早期再就職の促進を目的としていることから、雇用保険受給資格者のうち所定給付日数の3分の2に相当する基本手当の支給を受け終わる前に早期に就職した者の割合を目標として設定した。 目標値については、平成22年度実績(見込み)、雇用失業情勢等を踏まえ、24%以上とした。	直轄(一部民間団体等)
4	人材銀行運営費	40歳以上の管理職、専門・技術職に特化して職業相談・紹介等を行う専門窓口として人材銀行を設置し、専門的知識・技術を有する者の再就職の促進と、中小企業等産業界の要求する経営管理者、技術者等の充足を図る。	C	579,929		576,447			人材銀行の求職者のうち、人材銀行の職業紹介により就職した者(雇用保険被保険者資格を取得した者)の割合 15%以上	人材銀行の求職者のうち、人材銀行の職業紹介により就職した者(雇用保険一般被保険者資格を取得した者)の割合 15%以上	本事業は、人材銀行利用者の安定的な就職の実現を目的としていることから、人材銀行の職業紹介により就職した者(雇用保険一般被保険者資格を取得した者)の割合を目標として設定した。 なお、目標値については、市場化テストの経緯及び平成22年度実績(見込み)を踏まえ、市場化テスト実施時の目標を継続することとした。	直轄
5	ハローワークプラザ運営費	ハローワークが混雑している中で、求職者が適切な環境の中で幅広い求人情報等に簡易かつ効率的に接することができるハローワークプラザをハローワーク庁舎外に設置し、職業相談・職業紹介等を行うことにより、求職者の求職活動の円滑化を図る。	C	2,071,176		1,987,305			①就職率28%以上 ②就職件数128,000件以上	就職率29%以上	本事業は、求人と求職のマッチングの促進を図るものであるため、引き続き就職率を目標として設定する。就職件数は、ハローワークプラザ、パートバンクの再編途上であり施設数が変動することから、平成23年度は目標値とはしない。 なお、就職率の目標値は、平成22年度実績見込み(28%)及び雇用失業情勢を踏まえ、29%とする。 ※ 平成23年度においては、平成22年度の厚生労働省内事業仕分けを踏まえ、パートバンクについて、平成24年度までに、①実績が低調な施設は、地元の地方自治体と調整の上、廃止するとともに、②パート希望者以外の一般求職者の利用が相当数見込まれる施設については、ハローワークにプラザに再編することとしている。	直轄

23' No	事業名	事業概要	22' 評価	平成22年度予算額		平成23年度予算額(補正後)		目標管理区分	22' 目標	23' 目標	目標設定の理由	実施主体
					うち独法再掲分		うち独法再掲分					
6	パートバンク運営費	パートタイム希望者を対象にしたパートバンクを設置し、職業相談・職業紹介等を行うことにより、パートタイム希望者の求職活動の円滑化を図る。	A	642,768		327,164			就職率31%以上	就職率33%以上	本事業は、パートタイム希望者の求職活動の円滑化を図り、もって再就職等の促進を図ることとしているものであるため、引き続き就職率を目標として設定する。 なお、目標値は、平成22年度実績見込み(31.5%)及び雇用失業情勢を踏まえ、33%以上とする。 ※ 平成23年度においては、平成22年度の厚生労働省内事業仕分けを踏まえ、パートバンクについて、平成24年度までに、①実績が低調な施設は、地元の地方自治体と調整の上、廃止するとともに、②パート希望者以外の一般求職者の利用が相当数見込まれる施設については、ハローワークにブラザに再編することとしている。	直轄
7	マザーズハローワーク事業推進費	子育てをしながら就職を希望する女性等を対象としたマザーズハローワーク、マザーズサロン及びマザーズコーナーを設置し、子どもづれでも来所しやすい環境を整備するとともに、個々の求職者の希望やニーズに応じた担当者制による一貫したきめ細かな就職支援を実施する。	A	2,168,385		2,212,046			・担当者制による就職支援を受けた重点支援対象者の就職率74%以上 ・担当者制による就職支援を受けた重点支援対象者数3万9千500百人以上	①担当者制による就職支援を受けた重点支援対象者の就職率85%以上 ②担当者制による就職支援を受けた重点支援対象者数4万8千人以上	本事業は、子育てをしながら就職を希望する女性等の就職促進を目的としており、特に早期に再就職を希望する女性等を重点支援対象者として支援していることから、担当者制による就職支援を受けた重点支援対象者の就職率を目標として設定した。 目標値については、平成22年度実績(見込み)及び新たな拠点の設置等を踏まえ、85%以上とした。	直轄
8	職業紹介事業指導援助事業	職業紹介、職業相談等のサービスについて官民相まった適切な労働力需給調整機能の強化が図られるような環境の整備が重要であり、国として、民間の職業紹介事業者に対し、全国斉一的な指導監督を行うとともに、トラブル防止や苦情への対処等に係る事業主自らの積極的な取組を援助し、民間の労働力需給調整機能を適正かつ円滑に運営させることにより、求職者の雇用機会の確保、雇用の安定を実現する。	C	76,429		66,614			職業安定法第5条の3(労働条件の明示)及び同法第32条の15(帳簿の備え付け)に係る22年度の違反率を前年度(平成21年度)より1ポイント以上減少させる。	職業安定法第5条の3(労働条件の明示)同法第32条の15(帳簿の備え付け)及び第32条の3(手数料)に係る23年度の違反率を前年度(平成22年度)より1ポイント以上減少させる。	職業紹介事業者研修会の開催等により、職業紹介事業者による事業の適正かつ効果的な実施を図り、これにより求職者の早期就職等労働者の福祉の増進を図ることを目的とするものであるから、事業が適正に行われているかどうかを示す指標である指導監督における違反率を下げることを目標とする。また、今後派遣法が改正された場合、日雇派遣の禁止に伴い、日雇紹介に移行するものと思われ、日雇紹介においては手数料に関する違反が多く見られることから、目標の指標を追加したものの。	直轄(一部民間団体等)
9	非正規労働者総合支援事業推進費	派遣切り等により離職した非正規労働者等を対象にした非正規労働者総合支援センター及び非正規労働者総合支援コーナーを設置し、担当者制によるきめ細かな就職支援と、専門家による心理相談・生活支援制度に係る相談、生活・住宅相談等を一体的に実施し、正社員への就職、生活の安定を支援する。	A	3,378,302		3,118,702			①担当者制により就職支援を受けた対象者の就職率61%以上 ②担当者制による支援者数 15,000人	①担当者制により就職支援を受けた対象者の就職率 62%以上 ②担当者制による支援者数 21,000人	本事業は、職業能力形成機会に恵まれず、ハローワークにおける通常の就職支援によっては安定した就職が困難である者について、担当者制による計画的な支援を行うこととしているため、目標の指標を担当者制による就職支援を受けた者の就職率及び支援者数とした。 なお、目標値については、平成22年度実績(見込み)及び雇用失業情勢見通しを踏まえ設定した。	直轄

23' No	事業名	事業概要	22' 評価	平成22年度予算額		平成23年度予算額(補正後)		目標管理区分	22' 目標	23' 目標	目標設定の理由	実施主体
					うち独法再掲分		うち独法再掲分					
10 (新規)	職業紹介事業転換支援費	労働者派遣法の改正により、日々又は二箇月以内の労働者派遣事業を行っている事業主は、従来から日々雇用の労働者を斡旋することが可能な職業紹介事業に転換するものと考えられるため、労働者派遣事業から職業紹介事業に転換を予定している事業主等であって、職業紹介事業のノウハウを持たないものに対して、労働者派遣事業から職業紹介事業に転換する際の知識や問題点なども含めた好事例集を作成し、人材サービス総合サイトに好事例集を掲載することにより広く周知・啓発を行う。			0		6,005			・1万8千以上の労働者派遣事業主にリーフレットを配布。	派遣法改正に伴い労働者派遣事業から職業紹介事業へのスムーズな転換を行う事を支援するという事業の目的が達成されることを目標とする。 ※平成23年度中にリーフレット等の作成を行うこととしており、実際に手元に配布されるのが平成23年度末以降となるため、平成23年度の目標はアウトプット指標とする。	直轄(一部民間団体等)
11	総合的就業・生活支援事業推進費	地方自治体が設置する求職者総合支援センターにおいて、地方自治体の行う生活・就労相談支援事業とハローワークの行う職業相談・職業紹介等を一体的に実施することにより、求職者に対する総合的な就業・生活支援を行う。	A		440,271		348,109		・求職者総合支援センター利用者の就職率20%以上 ・センター新規利用求職者数70,000人	①求職者総合支援センター利用者の就職率 30%以上 ②センター新規利用求職者数84,000人	本事業は、求職者総合支援センターを拠点として、職業紹介・職業相談を実施するものであることから、同センター利用者の就職率を目標に設定した。 なお、目標値については、平成22年度実績(見込み)及び雇用失業情勢見通しを踏まえ設定した。	直轄
12 (新規)	改正労働者派遣法施行に基づく雇用の安定確保事業費	労働者派遣法の改正により事業規制の対象となる派遣元事業主に対する説明会及び適正な事業運営に係る相談支援、派遣労働者及び派遣先等に対する労働契約申込みみなし制度等の雇用の安定に係る説明会及び相談支援について体制を整備する。			0		811,882			派遣元事業主、派遣先事業主、派遣労働者等から個別の相談を受けた際などに、期間を区切った形で利用者の理解度についてアンケートを行い、「理解が深まった」と回答した割合 80%以上	本事業の効果について、客観的に把握する観点から、制度の利用者側である派遣元事業主、派遣先事業主、派遣労働者等のユーザーの評価(理解の深化)を目標として設定する。	直轄
13 (新規)	改正労働者派遣法等関係調査費(仮称)	現在継続審議中の労働者派遣法改正案に盛り込まれている製造業務派遣・登録型派遣の原則禁止に関係し、その影響等について、調査を行う。 具体的には以下の3つの調査を予定している。 ① 製造業務派遣と登録型派遣の原則禁止に伴う事業転換等意向調査(派遣元・派遣先・派遣労働者それぞれに、原則禁止に伴い、今後どういった事業展開・就業形態等を希望するか調査) ② 労働者派遣事業と請負事業の労働条件等実態調査(派遣と請負に関する賃金等の労働条件の違いを把握するため、製造業務派遣を行っている企業等を対象に調査) ③ 派遣労働者の雇用の安定等実態調査(登録型派遣の原則禁止を3年後の施行からさらに2年猶予する業務を決定する際の資料とするため、雇用の安定や労働者のニーズについて調査)			0		52,883			調査票の回収率 全体で平均40%以上	調査が正確かつ幅広く実態を反映されたものとなるよう、できる限りさまざまな状況に置かれた派遣労働者・派遣元事業主・派遣先のニーズを把握するため、回収率は可能な限り高い方が望ましい。回収率の向上のため、調査票の記入に際し、対象者が困惑することをできる限り少なくするよう、わかりやすい記載要領を示すとともに、相談を受ける場合には迅速な対応ができる体制及びFAQ等を整備する。	直轄(一部民間団体等)
14	人材サービス情報提供事業費	労働者派遣制度等に関する専用サイト(人材サービス総合サイト)を稼働し、労働者派遣事業及び職業紹介事業の許可・届出事業所一覧(検索機能付)をはじめ、労働者派遣事業等の制度や最新情報等の周知等を行う。	C		21,647		16,188		・利用者アンケートの結果のうち、当該情報提供等が「大変役に立った」及び「役に立った」とする割合が8割以上 ・情報提供等の媒体として使用するためのホームページへの年度内アクセス件数を50万件以上	①利用者アンケートの結果のうち、当該情報提供等が「大変役に立った」及び「役に立った」とする割合が8割以上 ②情報提供等の媒体として使用するためのホームページへの年度内アクセス件数を50万件以上	派遣労働者、求職者等が優良な事業者を選択することの一助とするという事業の目的が達成されるよう、当該情報提供等に対する利用者満足度が一定程度以上となることを目標とする。	直轄(一部民間団体等)

23' No	事業名	事業概要	22' 評価	平成22年度予算額		平成23年度予算額(補正後)		目標管理区分	22' 目標	23' 目標	目標設定の理由	実施主体
					うち独法再掲分		うち独法再掲分					
15	労働者派遣事業適正運営協力員制度運営費	労働者派遣法第53条に基づいて委嘱した労働者派遣事業適正運営協力員に対し、協力員会議を開催し、労働者派遣制度についての情報提供や情報交換を行うなど、労働者派遣事業適正運営協力員制度が円滑に事業を行えるよう必要な措置を図る。	X	236,914		3,609			説明会等において労働者派遣法の周知啓発を図った事業所数20, 000以上	派遣元事業主、派遣先事業主、派遣労働者等から個別の相談を受けた際などに、期間を区切った形で利用者の理解度についてアンケートを行い、「理解が深まった」と回答した割合 80%以上	本事業の効果について、客観的に把握する観点から、制度の利用者側である派遣元事業主、派遣先事業主、派遣労働者等のユーザーの評価(理解の深化)を目標として設定する。	直轄
2 雇用機会の創出・雇用の安定				769,316,608	0	1,155,301,553	0					
(1) 中小企業における雇用機会の創出等				5,561,466	0	5,693,672	0					
16	人材確保等支援助成金(中小企業基盤人材確保助成金)	中小企業労働力確保法に基づく認定を受けた中小企業事業主が、新分野進出(新成長戦略において重点強化の対象となっている健康、環境分野等に限る。)を図る際に必要な人材を雇い入れた場合に1人当たり140万円を5人まで支給する。	X	3393373		2891700			①「新分野進出等基盤人材確保実施計画」又は「生産性向上基盤人材確保実施計画」開始日から最終の第2期支給申請日の1年経過後までの1事業所当たりの雇用増加数(基盤人材を除く。) 4.5人以上 ②本助成金の支給を受けた事業主に対し、アンケート調査を実施し、役立った旨の評価が得られた割合 80%以上	①基盤人材1人目の雇入日から2年経過後の1事業所当たりの雇用増加数と、本助成金の支給を受けていない事業所における新分野進出等から2年経過後の1事業所当たりの雇用増加数の差を目標とする。 【※平成21年度の基本手当1人あたりの平均受給額が約62万円であったことから、この実績を踏まえ、本助成金の支給単価140万円/62万円=2.3人以上とする。】 ②独立行政法人雇用・能力開発機構が行う雇用管理改善に関する相談・援助等の事業目標は「80%以上の者から役立った旨の評価が得られること」とされているところであるため、当該数値を目標とする。		(独)雇用・能力開発機構 直轄
17	人材確保等支援助成金(中小企業人材確保推進事業助成金(安定事業))	中小企業労働力確保法に基づく認定を受けた中小企業の団体(新成長戦略において重点強化の対象となっている健康、環境分野等を営むものを構成員とするものに限る。)が、構成中小企業の人材確保や職場定着を支援するための事業を行った場合に、当該事業の実施に要した経費の2／3相当額を助成する。	B	801,357		396,372			①本助成金の支給を受けた事業協同組合等の構成中小企業者の本事業終了時における求人充足率の平均 35%以上 ②本助成金の支給を受けた事業協同組合等の構成中小企業者の本事業終了時における労働者の自己都合による離職率の平均 10%以下	①本助成金の支給を受けた事業協同組合等の構成中小企業者の本事業終了時における求人充足率の平均 35%以上 ②本助成金の支給を受けた事業協同組合等の構成中小企業者の本事業終了時における労働者の自己都合による離職率の平均 10%以下	本助成金の活用により、構成中小企業者の雇用管理の改善が図られ、人材の確保が促進されていることを確認するため、本助成金の支給を受けた事業協同組合等の構成中小企業者における本事業終了時の常用労働者に関する求人充足率の平均がハローワークにおける求人充足率を一定程度上回ること及び常用労働者の離職率の平均が他の事業所における自己都合による離職率の平均以下となることを目標とする。 ①ハローワークにおける求人充足率の22年度上半期実績は32.9% ②平成21年雇用動向調査における企業規模別自己都合離職率の平均は10.6%	(独)雇用・能力開発機構 直轄
18	自立就業支援助成金(受給資格者創業支援助成金)	失業者の自立を積極的に促進するため、失業者(雇用保険の受給資格者)自らが事業を開始した場合に創業に係る費用の1／3(上限150万円)を助成。また、雇用する労働者が2名以上の場合は上乗せ分として50万円を助成。	A	1,366,736		2,405,600			①支給を受けた事業主が、法人等の設立から1年経過後に、雇用している労働者数の平均 2人以上 ②支給を受けた事業主が、法人等の設立から1年経過後に事業を継続している割合 95%以上	①支給を受けた事業主が、法人等の設立から1年経過後に、雇用している労働者数の平均 2人以上 ②支給を受けた事業主が、法人等の設立から1年経過後に事業を継続している割合 95%以上	本助成金によって失業者の自立が支援され、新たな雇用機会の創出が図られたかを評価するために目標を設定したもの。①雇用している労働者数は、直近の平成21年度調査時では2.0人であり、本年度もその水準を達成するため、2人以上を目標とする。②事業を継続している割合は、直近の平成21年度調査時では97.30%であったが、95%以上の事業所が事業を継続していれば、本助成金により大部分の事業所が事業を継続できたと判断できることから、95%以上を目標とする。	直轄
(2) 地域における雇用機会の創出等				19,982,933	0	22,284,484	0					

23' No	事業名	事業概要	22' 評価	平成22年度予算額		平成23年度予算額(補正後)		目標管理区分	22' 目標	23' 目標	目標設定の理由	実施主体
					うち独法再掲分		うち独法再掲分					
19	通年雇用奨励金	積雪寒冷地において季節的業務に就く者(季節労働者)を通年雇用した事業主に対して、当該労働者に支払った賃金等について助成。	B	6,711,637		5,464,094			・本奨励金の支給を受けた事業所の特例被保険者(季節労働者)数の減少率が、当該事業所の存在する地域内の特例被保険者数の減少率を上回り、かつ、支給を受けた事業所の一般被保険者数が増加すること。	・本奨励金の支給を受けた事業所の特例被保険者(季節労働者)数の減少率が、当該事業所の存在する地域内の特例被保険者数の減少率を上回り、かつ、支給を受けた事業所の一般被保険者数が増加すること。	本奨励金の支給によって季節労働者の通年雇用化が促進されているかどうかを評価するためには、本奨励金の支給を受けた事業所において地域内の他の事業所よりも特例被保険者数の減少傾向が強まるとともに、特例被保険者の一般被保険者への移行が見られることが必要であるため。	直轄
20	ふるさとハローワーク推進事業	地方公共団体(都道府県、政令指定都市)が独自の雇用対策を国と一体となって実施することを国に要請する場合、国が職業紹介・職業相談を実施し、地方公共団体が地域の雇用失業情勢を踏まえてセミナー、就業準備講習、面接会、事業所情報の提供等を実施する仕組みを整備する。当該事業の実施に際し、具体的な事業対象範囲及び運営方法は、国と地方公共団体(地域の労使も参画する)において設置する都道府県連携型ふるさとハローワーク運営協議会で検討を行う。また、市町村庁舎等を活用し、インターネットによる各種情報、求人自己検索端末装置を活用した求人情報の提供、求人の受理及び職業紹介を行う市町村連携型ふるさとハローワークを設置する。	X	2,831,550		2,069,941			◎都道府県等連携型 ふるさとハローワーク(都道府県等連携型)での職業紹介による就職件数 (一般型)相談員1人あたり年間125件以上 (緊急型)相談員1人あたり年間130件以上 ◎市町村連携型 ふるさとハローワーク(市町村連携型)での職業紹介による就職件数 相談員1人あたり 年間160件以上	相談員1人当たり就職件数 160件以上	都道府県等連携型及び市町村連携型ともに、全国のハローワークの正規職員1人あたりの就職件数である年間166件に対して、相談員1人あたり160件をほぼ同水準としている。 両施設について平成22年度実績見込みではその目標値を上回るものの ① 都道府県等連携型については雇用情勢の厳しい地域や就職困難者を対象にしていること ② 市町村連携型については、ハローワークの統廃合や再編の代替措置として設置していること ③ 設置後5年を経過した時点で目標を達成しないなど実績が低い場合は廃止等の見直しを行うサンセット方式を導入しており、ハローワークの正規職員1人 当たりの実績値を上回る目標を設定することは地方公共団体に対して説明がつかないことから、ハローワークと同水準の目標とすることとしたい。	◎都道府県等連携型 地方公共団体・労働局・民間団体等 ◎市町村連携型 直轄
21	地域雇用開発助成金(沖縄若年者雇用促進奨励金)	沖縄県において、事業所の設置又は整備に伴い、県内に居住する35歳未満の若年求職者を3人以上雇い入れ、その定着を図る事業主に対し、当該雇用した者に対して支払った賃金に相当する額の一定割合を助成。	B	153,884		302,731			・本奨励金の支給を受けた事業所の35歳未満の一般被保険者数の増加率が、県内全体の35歳未満の一般被保険者数の増加率を上回ること。	・本奨励金の支給を受けた事業所の35歳未満の一般被保険者数の増加率が、県内全体の35歳未満の一般被保険者数の増加率を上回ること。	本奨励金の支給の活用による雇用創出効果を適切に評価するためには、本奨励金の支給を受けた事業所において、県内の他の事業所を上回る若年者の雇用の増加が見られることが必要であるため。	直轄
22	地域求職者雇用奨励金	雇用開発促進地域及びその他の雇用開発が必要な地域内で事業所の設置又は整備を行い、併せて地域求職者を雇い入れる事業主に対して施設等の設置等の費用及び雇入れ人数に応じて助成。また、雇い入れる地域求職者が非自発的離職者である場合、その人数に応じて助成額を上乗せ。	A	298,710		4,234,250			・本奨励金の支給を受けた事業所の常用労働者数の増加率が、地域内の全雇用保険適用事業所の常用労働者数の増加率を上回ること。 ・計画受理件数 900件	・本奨励金の支給を受けた事業所の常用労働者数の増加率が、地域内の全雇用保険適用事業所の常用労働者数の増加率を上回ること。 ・計画受理件数 1,000件	本奨励金の活用による雇用創出効果を適切に評価するためには、奨励金の利用に伴い利用事業所において創出された雇用が定着し、当該地域の他の事業所を上回る雇用の増加が見られることが必要である。	直轄
23	地域雇用創造実現事業	パッケージ事業を実施する地域雇用創造協議会から、パッケージ事業と一体的に実施することにより相乗的な効果が得られる地域の産業及び経済の活性化等を通じて雇用創造を促進する事業の提案を受け付け、その中から雇用創造効果が高いものを選抜し、事業の実施を委託。	A	2,469,600		2,256,143			・各年度毎の雇用創出数が、当初計画していた雇用創出数の80%以上であること ・事業利用者に対してアンケート調査を実施し、役立った旨の評価が得られた割合 80%以上	・各年度毎の雇用創出数が、当初計画していた雇用創出数の80%以上であること ・事業利用者に対してアンケート調査を実施し、役立った旨の評価が得られた割合 80%以上	地域ごとに実情に応じた雇用目標数を設定しており、目標値については、一定程度の水準のものとして設定。 ※被災地域等の雇用創出数減が見込まれるため、現状維持で目標設定することとした	民間団体等

23' No	事業名	事業概要	22' 評価	平成22年度予算額		平成23年度予算額(補正後)		目標管理区分	22' 目標	23' 目標	目標設定の理由	実施主体
					うち独法再掲分		うち独法再掲分					
24	ふるさと雇用再生特別交付金	雇用失業情勢が厳しい地域において、地域の実情に応じて、その創意工夫に基づき、地域求職者等を雇い入れて行う雇用機会を創出する取組を支援するため、都道府県に基金を造成し、これに基づき、地域の雇用機会の創出を図る。(基金は平成23年度末まで)	－	2,367		2,194		AB	・平成23年度末までの基金事業の雇用創出数が、各年度計画の雇用創出数の合計数に達すること。 ・事業終了後に雇用が継続された者の割合が20％以上。 ・基金事業利用者に対してアンケート調査を実施し、役立った旨の評価が得られた割合 80％以上 【目標管理期間：平成21年度～平成23年度】	・平成23年度末までの基金事業の雇用創出数が、各年度計画の雇用創出数の合計数に達すること。 ・事業終了後に雇用が継続された者の割合が20％以上。 ・基金事業利用者に対してアンケート調査を実施し、役立った旨の評価が得られた割合 80％以上 【目標管理期間：平成21年度～平成23年度】	・当該事業は、都道府県に基金を造成し、これに基づき、地域求職者等を雇い入れて地域の雇用機会の創出を図る取組を行うことを目的としているため、基金事業の雇用創出数を目標として設定。 ・基金事業については、安定的・継続的な雇用を図ることとしていることから、事業終了後の雇用の継続割合を目標として設定し、目標値については、一定程度の水準のものとして設定。 ・基金事業利用者に対し、アンケート調査を行い、「役に立った」との回答数の割合を目標として設定し、目標値については、一定程度の水準のものとして設定。	民間団体等
25	季節労働者通年雇用促進等事業	国で基本的なメニューを提示した上で、地域が自らの創意工夫で季節労働者の通年雇用化を図る取組を支援するものであり、通年雇用化を図る事業(通年雇用促進事業)に係る計画を策定した地域の関係者から構成される協議会に対して、国が通年雇用化を図る事業の実施を委託するほか、公共職業安定所に専門の相談員(就職支援ナビゲーター(季節労働者支援分))を配置し、対象者の希望条件等に添った個別求人開拓等を行う等のきめ細やかな就職支援を担当者制により一貫して行う。	A	1,196,613		1,124,972			・通年雇用促進支援事業により達成された季節労働者の通年雇用化数が、各協議会の計画に成果目標として掲げられた値の合計値の8割以上になること。 ・就労支援ナビゲーターによる季節労働者の常用就職率が26％以上になること。	・通年雇用促進支援事業により達成された季節労働者の通年雇用化数が、各協議会の計画に成果目標として掲げられた値の合計値の8割以上になること。 ・就職支援ナビゲーター(季節労働者支援分)による常用就職率が30％以上になること。	通年雇用化数については、通年雇用促進支援事業全体でみて、事業の成果目標として掲げられた値の8割以上を達成することを目標とする。 また、就職支援ナビゲーター(季節労働者支援分)による常用就職率については、北海道、青森という雇用情勢の厳しい地域を対象としていることから、公共職業安定所における求職者の就職率(平成21年度23.7％)および、直近の実績を踏まえ目標を設定した。	民間団体、直轄
26 (新規)	地域貢献分野雇用推進事業	地域貢献活動支援事業受託団体による事業報告会を実施するとともに、「新しい公共」の担い手であるNPO、社会的企業等に対する雇用拡大のための効果的な支援方法等について検討するため、有識者も交えた、「新しい公共」に対する支援のあり方に関する検討会を開催する。また、雇用創出基金事業を受託したNPO等における雇用創出事例などを収集し、事例集を作成。厚労省HP掲載のほか、地域の中間支援組織等を通じて情報発信する。			0	1,851				・雇用創出の事例集を配布したNPO等の団体数。1,000団体。 ※本研究会においては、地域貢献活動支援事業を活用した中間支援組織にヒアリングするなど、NPO等の雇用創出の取組みについて研究することとしており、研究会終了後にこのヒアリング等を参考にNPO等の雇用創出の取組みの事例集を作成すること予定している。	モデル事業的に行われた地域貢献活動支援事業で支援したNPO等の団体数は約200であり、この事業を通じて蓄積された事例集の配布先としてはこれよりも大幅に多い約5倍の1,000団体に配布する必要があると考えた。 ※この地域貢献分野雇用推進事業は、研究会において前事業の地域雇用貢献活動支援事業を活用したNPO等の雇用創出の取組を研究し、その結果を広くNPO等へ情報発信することで、今後のNPO等の雇用創出の取組みを支援すること等を目的としたものである。	直轄
27	地域雇用創造推進事業	雇用情勢が厳しい中で雇用創出に向けた意欲が高い地域(自発雇用創造地域)の協議会から提案された雇用対策の事業の中から、コンテスト方式により雇用創造効果が高いものを選抜し、事業の実施を委託。	A	5,531,539		5,138,908		B	・事業を利用した求職者の就職件数(全事業実施地域の合計)が、事業開始時に設定された目標数(全事業実施地域の合計)を上回ること。【目標管理期間：平成20年度～平成22年度】 ・事業利用者に対してアンケート調査を実施し、役立った旨の評価が得られた割合 80％以上	・事業を利用した求職者の就職件数(全事業実施地域の合計)が、事業開始時に設定された目標数(全事業実施地域の合計)の9割以上を上回ること。【目標管理期間：平成23年度～平成25年度】 ・事業利用者に対してアンケート調査を実施し、役立った旨の評価が得られた割合 80％以上	事業開始時に、各事業実施地域ごとに事業を利用した求職者の就職件数の目標数が設定されており、3年間の事業実施後、事業実施地域全体でみて、事業開始時に設定された目標数の9割(※)以上を上回ることを目指す。 ※被災地域等の就職件数減が見込まれるため、事業継続要件の9割を目標設定することとした。	民間団体等

23' No	事業名	事業概要	22' 評価	平成22年度予算額		平成23年度予算額(補正後)		目標管理区分	22' 目標	23' 目標	目標設定の理由	実施主体
					うち独法再掲分		うち独法再掲分					
28	沖縄早期離職者定着支援事業	県内の若年者の職場定着を図るため、企業経営者等の雇用する側に対して若年者の職場定着のための取り組みの重要性とその効果を伝えていくとともに、その代表的な手法となるメンター（新入社員などの教育や仕事の悩みの相談・精神的なサポートをするための専任者）制度導入のための実践的な講習等を実施。	A	28,507		18,610			本事業に参加してメンター制度等を導入した企業数が、計画していた目標を上回ること。	本事業に参加してメンター制度等を導入した企業数が、計画していた目標を上回ること。	委託先である民間団体ごとに、メンター制度等を導入する企業の目標数が計画されており、事業全体でみて、計画された目標数を上回ること为目标とする。	民間団体等
29	地域再生中小企業創業助成金	雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域（21道県）の中で、特に改善の動きが弱い地域である10道県等において、当該地域における重点分野に該当する事業分野で創業する事業主に対し、創業経費及び労働者の雇入れについての助成を行う。	A	758,526		1,670,790			・当該助成金の支給を受けた事業主が、法人等の設立から1年経過後に、雇用している労働者数の平均が3人以上であること。 ・当該助成金の支給を受けた事業主が、法人等の設立から1年経過後に事業を継続している割合が80%以上であること。	・当該助成金の支給を受けた事業主が、法人等の設立から1年経過後に、雇用している労働者数の平均が3人以上であること。 ・当該助成金の支給を受けた事業主が、法人等の設立から1年経過後に事業を継続している割合が80%以上であること。	当該助成金により起業する事業主を支援し、雇用の創出及び雇用の安定を図ることを目的としていることから左記目標を設定した。 ①当該助成金の実績を踏まえて目標を設定(22年度(12月末)実績で1事業所あたり約3.29人を常用雇用)。 ②事業継続割合については、中小企業白書(2006年)によると、事業を開始して1年後の生存率は72.8%となっていることから目標を設定。	直轄
(3)雇用の維持・安定				725,740,565	0	1,113,781,614	0					
30	雇用調整助成金	景気の変動、産業構造の変化、その他経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、事前に休業規模等を計画した届出を行い、その雇用する労働者に対し休業、教育訓練又は出向を実施し、支給申請をした場合に手当等に相当する額の一部を助成することにより、労働者の失業の予防を図る。	B	134,578,960		97,751,129		AB	①平成22年4月～6月に雇用調整助成金を利用した事業所における対象被保険者の6か月経過後の雇用維持率85%以上	①平成23年4月～6月に雇用調整助成金を利用した事業所における対象被保険者の6か月経過後の雇用維持率85%以上	①対象被保険者を半年後においても利用事業所にて雇用維持させることで、労働者の失業の予防が図られたと評価できることから雇用の維持を目標に設定した。 この目標数値については、過去のサンプル調査の結果、助成金を利用した対象被保険者のうち解雇されなかった者の割合(雇用維持率)が88.5%だったことを踏まえ設定したところであるが、当該サンプル調査の対象が409人と非常に少なく、そのまま目標値とするには信頼性に欠けるため危険率も含めて設定した。	直轄
31	中小企業緊急雇用安定助成金	景気の変動、産業構造の変化、その他経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた中小企業事業主が、事前に休業規模等を計画した届出を行い、その雇用する労働者に対し休業、教育訓練又は出向を実施し、支給申請をした場合に手当等に相当する額の一部を助成することにより、労働者の失業の予防を図る。	B	591,161,605		1,016,030,485		AB	②利用事業主にアンケート調査を実施し、雇用維持を図ることができた旨の評価がえられた割合 80%以上	②利用事業主にアンケート調査を実施し、雇用維持を図ることができた旨の評価がえられた割合 80%以上	②雇用維持対策のための支援措置である本事業内容を効果的に把握する観点からユーザー評価(事業主等に対する満足度調査)を目標として設定する。	
(4)円滑な労働移動の促進				3,215,649	0	2,786,829	0					
32	労働移動支援助成金(求職活動等支援給付金)	再就職援助計画等の対象被保険者に、通常賃金の額以上の額を支払って求職活動等のための休暇を与える事業主に対して被保険者1人1日当たり4,000円(中小企業事業主に対しては被保険者1人1日当たり7,000円)を支給する。	X	184,467		438,231			支援対象労働者の離職後3か月以内の就職率 34%以上	支援対象労働者の離職後3か月以内の就職率 29.2%以上(平成23年)	求職活動等支援給付金については、当該給付金の支給対象労働者が再就職した割合が、離職後3か月以内の再就職であれば、「早期再就職の実現」と判断できることから、平成23年度についても早期再就職を実現することを目標とした。なお、平成23年度の目標数値については、平成20年度から平成22年度の3年度間の平均の数字としている。	直轄
33	労働移動支援助成金(再就職支援給付金)	再就職援助計画等の対象被保険者について、その再就職に係る支援を民間の職業紹介事業者に費用を負担して委託し、当該被保険者の離職日の日の翌日から起算して2か月以内に再就職を実現した中小企業事業主に(大企業事業主についての助成措置は廃止する(経過措置有り))、当該委託に要する費用の1/2(1人当たり40万円を限度)の額を支給。	X	655,886		354,024			再就職支援給付金の対象となった者のうち1か月以内で再就職を果たした者の割合40%以上	再就職支援給付金の対象となった者のうち1か月以内で再就職を果たした者の割合40%以上	平成21年度雇用動向調査によると調査対象の約4割が1か月以内に再就職をしていることから、本助成金の目標を4割以上として設定する。	直轄

23' No	事業名	事業概要	22' 評価	平成22年度予算額		平成23年度予算額(補正後)		目標管理区分	22' 目標	23' 目標	目標設定の理由	実施主体
					うち独法再掲分		うち独法再掲分					
34	産業雇用安定センター補助金	出向等に係る情報の収集・提供、相談実施による円滑な労働移動を推進するため、①各業界別の雇用動向及び見通しに関する情報の収集及び提供、②出向等による労働力の移動の希望、受入れ可能の状況等に関する情報の収集及び提供並びに相談等の一部を補助。	A	2,375,296		1,994,574			・出向・移籍の成立率37%以上 ・企業訪問件数 8万件以上	・出向・移籍の成立率45%以上 ・企業訪問件数 8万件以上	平成22年度は、目標37%以上に対し、60.5%と高い実績になっていたが、これは成立率の実績については、年度前半に引き続きエコカー減税の効果により自動車製造業の出向による成立が多く見られたところであり、一方、送出情報については緩やかな景気回復基調に伴い雇用調整の実施企業が想定以上に少なかったことから結果的に高率となったところである。平成23年度においては、東日本大震災の影響等を勘案し、成立件数が減少し送出情報が増加することが想定されることから、過去5年間の実績を平均として算出した上で「出向・移籍の成立率45%以上」とした。 また、企業訪問件数は、出向等支援協力員の人員はほぼ変わらないため、前年度同水準とした。	(財)産業雇用安定センター
(5)産業の特性に応じた雇用の安定				14,815,995	0	10,754,954	0					
35	人材確保等支援助成金(建設教育訓練助成金)	中小建設事業主等が行う教育訓練等に関し必要な経費を助成する。	C	2,587,822		3,474,934			①事業主等(助成金利用者)から、本助成措置があったことにより教育訓練を実施したとする評価を受ける割合 80%以上。 ②本助成金の対象となった建設労働者から、本助成金の活用により技能の向上が図られた旨の評価を受ける割合 80%以上。	①事業主等(助成金利用者)から、本助成措置があったことにより教育訓練を実施したとする評価を受ける割合 80%以上。 ②本助成金の対象となった建設労働者から、本助成金の活用により技能の向上が図られた旨の評価を受ける割合 90%以上。	①建設労働者の技能の向上を推進するための支援措置である本事業内容を効果的に把握する観点からユーザー評価(事業主等に対する満足度調査)を目標とする。 ②建設労働者の技能の向上を推進するための支援措置である本事業内容を効果的に把握する観点からユーザー評価(事業主等に対する満足度調査)を目標とする。	(独)雇用・能力開発機構 労働局
36	建設労働者雇用安定支援事業	建設労働者の雇用の改善等を図るため、雇用管理責任者を対象とした雇用管理研修及び建設事業主等に対する雇用改善に係る相談会等を実施。 また、学識経験者や建設業労使から成る検討会を開催し、建設事業主及び建設労働者を対象とした調査を実施するとともに、建設業における雇用管理の現状及び建設雇用改善施策の今後のあり方について検討を実施。	C	28,503		88,722			①相談会に出席した建設事業主等のうち、当該相談等を受けて教育訓練及び労働移動、人材確保対策の推進等の相談に対する具体的な措置を講ずることとした事業主等の割合 80%以上 ②相談終了時のアンケート調査で「役に立った」旨の評価を受ける割合 80%以上	①相談会雇用管理研修等に参加した建設事業主等のうち、当該研修、相談等を受けて教育訓練及び労働移動、人材確保対策の推進等具体的な措置を講ずることとした事業主等の割合 80%以上 ②相談終了時のアンケート調査で「役に立った」旨の評価を受ける割合 90%以上	①本事業により労働者の雇用の安定等が向上したことを客観的に把握する観点から、本事業の対象となった事業主等が具体的な措置を講ずることとした割合を目標として設定する。 ②教育訓練及び労働移動、人材確保対策の推進等のための支援措置である本事業内容を効果的に把握する観点からユーザー評価(事業主等に対する満足度調査)を目標として設定する。	民間団体等
37	港湾労働者就労確保支援事業費	港湾労働者の雇用の安定を図るため、港湾運送事業主や港湾労働者に対し、雇用管理の改善等に関する相談援助、各種講習等を実施。 また、港湾労働者の雇用の安定の確保を目的として、我が国の港湾における国際競争力を確保する観点から人的資源の有効活用が図られるよう、港湾労働者に係る新たな労働環境について全般的な検討等を実施。	A	103,983		89,969			①相談援助または講習を利用した者から「役に立った」旨の評価を受ける割合 90%以上 ②港湾労働者に対する各種講習に参加した者の数 1,000人以上	①相談援助または講習を利用した者から「役に立った」旨の評価を受ける割合 90%以上 ②港湾労働者に対する各種講習に参加した者の数 1,000人以上	①②相談援助については、相談事例や港湾運送事業主等の雇用管理の改善についての好事例の情報を収集・整理し、その積極的な活用を図ることとし、講習については適切な講習コースの設定を行い、講習内容、方法について適宜必要な見直しを加えるなどにより、より有効かつ効果的な講習の実施を目指すこととしているところ、本事業内容を効果的に把握する観点から目標として設定する。	(財)港湾労働安定協会

23' No	事業名	事業概要	22' 評価	平成22年度予算額		平成23年度予算額(補正後)		目標管理区分	22' 目標	23' 目標	目標設定の理由	実施主体
					うち独法再掲分		うち独法再掲分					
38	港湾労働者派遣事業対策費	港湾労働法に基づく指定法人が、港湾労働者派遣事業の実施に伴い指定港湾において港湾労働者の雇用の安定を図るため、雇用管理者研修及び派遣元責任者研修等の雇用安定事業関係業務を実施。また、港湾労働者派遣事業に係る労働者派遣契約の締結についてのあっせん業務を実施。	A	231,747		228,442			①雇用管理者研修を受講した者から「役に立った」旨の評価を受ける割合 90%以上 ②港湾労働者派遣事業において、派遣可能労働者の派遣あっせんを行うことによる派遣成立の割合 80%以上	①雇用管理者研修を受講した者から「役に立った」旨の評価を受ける割合 90%以上 ②港湾労働者派遣事業において、派遣可能労働者の派遣あっせんを行うことによる派遣成立の割合 80%以上	①雇用管理者研修については、企業内において事業主より選任された雇用管理者に対し、常用労働者によって港湾運送業務を行うことを原則とする港湾労働法の主旨の徹底等、職務遂行に必要な知識の習得を図る必要があるところ、本事業内容を効果的に把握する観点からユーザー評価(満足度調査)を目標として設定。 ②港湾労働者派遣事業のより効果的な活用のため、求人と派遣可能である労働者の効率的なマッチングを行い、派遣可能である労働者の高いあっせん成功率を目指す必要があるところ、本事業により港湾労働者の雇用の安定等が図られたことを客観的に把握する観点から、派遣可能労働者の派遣あっせんを行うことによる派遣成立の割合を目標として設定する。	(財)港湾労働安定協会
39	建設業離職者雇用開発助成金	45歳以上60歳未満の建設業離職者を、公共職業安定所等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた建設業以外の事業主に対し助成。	D	6,052,053		616,000			①事業主(助成金利用者)から、本助成措置があったことにより建設業離職者を雇用したとする評価を受ける割合 80%以上。 ②助成金支給対象者の年度末での事業主都合離職割合が3.5%以下	①事業主(助成金利用者)から、本助成措置があったことにより建設業離職者を雇用したとする評価を受ける割合 80%以上。 ②助成金支給対象者の年度末での事業主都合離職割合が3.5%以下	①建設業離職者の他産業への再就職を促進する本事業内容を効果的に把握する観点から、ユーザー評価(事業主に対する満足度調査)を目標とする。 ②建設業離職者の他産業への再就職を促進する本事業で、一定期間経過後に継続雇用が図られているか否かを評価するため当該目標を設定する。	労働局
40	情報サービス産業就職促進事業	事業主に対する求人活動の支援、求職者に対する情報提供、職業紹介等を行う就職支援コーディネーター(情報サービス産業分)を配置し、情報サービス分野における労働力需給のミスマッチの解消を図る。	C	348,380		250,885			情報サービス産業分野における充足率で(前年度)を上回る。	情報サービス産業分野における求人充足率 9.1%以上	当該事業の目的が、比較的求人倍率の高い情報サービス産業分野における労働力需給のミスマッチの解消であることから、情報サービス産業分野における求人充足率の向上とした。 なお、目標値については、平成22年度実績(見込み)及び雇用失業情勢見通しを踏まえ設定した。	直轄
41	介護労働者設備等導入奨励金	介護労働者の労働環境の整備に資する介護福祉機器を導入し、介護労働者の雇用管理の改善を図った事業主に対して助成。	A	1,875,000		1,887,330			介護労働者設備等整備モデル奨励金を受給した事業主において、機器の導入後1年間に、全離職者数のうち健康上の理由で離職した労働者数の割合 35%以下	介護労働者設備等整備導入奨励金を受給した事業主において、機器の導入後1年間に、全離職者数のうち健康上の理由で離職した労働者数の割合 21.4%以下	本奨励金は、介護労働者の健康管理に資する介護福祉機器を導入し、介護労働者の雇用管理の改善を図った事業主に対して支給するものであるが、その成果として、全離職者数のうち健康上の理由で離職した労働者数の割合が一定程度以下になることを目標とする。	都道府県労働局
42 (新規)	雇用管理責任者講習委託事業費	雇用管理責任者に対して、介護労働者の採用、就業規則、労働時間管理、賃金管理、退職、解雇、労働保険、社会保険、健康管理等の雇用管理全般について講習を実施(H22年度までNo.44雇用管理改善等援助事業費)の一部として実施していたものを委託事業とするもの。)			0	68,476				雇用管理責任者講習受講者の属する介護事業所のうち雇用管理責任者を選任していなかった事業所において、雇用管理責任者を選任した率 80%以上	本事業は、介護事業所において雇用管理に責任を有する者に対して、雇用管理全般について講習を実施することにより、雇用管理改善についての理解を促進し、事業所における雇用管理責任者の選任、介護労働者の雇用管理の改善を図るものであるが、その講習を受講した成果として、介護事業所のうち雇用管理責任者を選任していなかった事業所において、雇用管理責任者を選任した率が80%以上となることを目標とする。	事業受託者

23' No	事業名	事業概要	22' 評価	平成22年度予算額		平成23年度予算額(補正後)		目標管理区分	22' 目標	23' 目標	目標設定の理由	実施主体
					うち独法再掲分		うち独法再掲分					
43	雇用管理改善等援助事業費	介護労働安定センターに介護労働サービスインストラクターを配置し、介護分野の事業主等を対象として、雇用管理の改善等についての相談援助や介護関連情報の収集・提供を行うとともに、より専門的な相談については、介護労働安定センターが委嘱した雇用管理コンサルタント(社会保険労務士等)が相談に応じる。 また、介護事業所における雇用管理担当者等を対象とした雇用管理責任者講習を実施(平成22年度まで)。	A	788,830		673,791			雇用管理改善等相談援助事業を受けた事業所において、本事業を受けたときから1年経過した時点における自己都合による離職率 14. 6% 以下	①介護労働サービスインストラクターによる雇用管理相談援助を受けた事業所において、本事業を受けたときから1年経過した時点における離職率 16. 4%以下 ②雇用管理コンサルタントによる相談援助を受けた事業所において、本事業を受けたときから1年経過した時点における離職率 16. 4%以下	本事業は、介護事業所に対し雇用管理の改善等について相談援助等を行うことにより、介護分野における労働者の雇用の安定を図ることを目的とするものであることから、事業を受けた時から1年経過した時点における自己都合による離職率が、平成21年雇用動向調査における全産業の平均離職率(16. 4%)以下となることを目標とする。	(財)介護労働安定センター
44	福祉人材確保重点プロジェクト推進費	主要なハローワークに福祉人材コーナーを設置し、介護等の福祉分野への就職を希望する求職者に対する情報提供やきめ細かな職業相談、職業紹介、求人者への助言、指導等を行うとともに、その他のハローワークにおいても、福祉分野の職業相談・職業紹介、職業情報の提供及び福祉人材コーナーへの利用勧奨等の支援を行う。	A	1,386,353		1,497,160			・福祉人材コーナーにおける福祉分野の就職件数1万4千件以上 ・福祉人材コーナーの新規相談者数3万3千600百人	①福祉人材コーナーにおける福祉分野の就職件数2万6千5百件以上 ②福祉人材コーナーの新規相談者数 5万人	本事業は、福祉分野の人材確保の促進を目的としていることから、福祉人材コーナーにおいて福祉分野に就職した者の就職件数を目標として設定した。 目標値については、平成22年度実績(見込み)等を踏まえ、2万6千5百件以上とした。	直轄
45	農林業等就職促進支援事業費	農業への就業を希望する失業者やフリーター等に対して、就農等支援コーナー等において求人情報の提供、職業相談・紹介、農林業等関連各種情報の提供等を行い、農林業等への多様な就業を促進する。	C	318,788		306,867			①就農等支援コーナーの利用者数に占める紹介就職件数と自営就農支援機関へのあっせん件数の合計の割合 35%以上	①就農等支援コーナーの利用者数に占める紹介就職件数と自営就農支援機関へのあっせん件数の合計の割合 35%以上	農林業等への多様な就業の促進を目的としているため、就農等支援コーナーの利用者数に占める紹介就職件数と自営就農支援機関へのあっせん件数の合計の割合を目標として設定。	直轄
46	農業雇用改善推進事業	農業法人等における雇用管理改善の推進により、求職者の就業・定着を促進するため、農業法人等に対し雇用管理に関する相談・助言・指導等を行う農業雇用改善推進事業を実施する。	A	70,553		103,159			農業雇用改善相談会及び農業雇用管理研修会参加後、雇用管理の改善に取り組んだ企業の割合 70%以上	農業雇用改善相談会及び農業雇用管理研修会参加後、雇用管理の改善に取り組んだ企業の割合 70%以上	本事業は、事業主等への研修を通じて農業法人等における雇用管理の改善を図る事業であるため、相談会及び研修会参加後、雇用管理の改善に取り組んだ企業の割合を目標とする。	民間団体等
47	林業就業支援事業費	林業事業体等に対して研修、相談指導等を実施することにより、雇用管理の改善を促進するとともに、林業労働力確保のための林業就業支援講習等を実施する。	C	802,394		697,884			林業就業支援事業修了者の就職率67%以上	林業就業支援事業修了者の就職率67%以上	林業への就職支援を目的としているため、林業就業支援事業修了者の林業への就職率を目標として設定。	民間団体等
48	請負事業適正化・雇用管理改善推進事業費	請負事業の適正化・雇用管理改善に向けての自主的な取組を促進するため、請負事業ガイドラインの内容を実践するための自主ルールを作成し、この自主ルール案を基に、一般からの公募意見や更なる実態調査等を踏まえて精査し、最終的に自主ルールを決定するとともに、自主ルールに基づき請負事業の適正化及び雇用管理の改善に取り組む請負事業主を認定する制度を開始し、業界の健全な発展を促進する。	A	29,338		27,018			・請負事業ガイドラインの内容を実践するための自主ルールを作成し、その取組を行う事業所から役に立った旨の評価を受ける割合 80%以上 ・請負事業アドバイザーの相談により解決した事業運営上の問題点等の処理件数について 200件以上	・請負事業ガイドラインの内容を実践するための自主ルールを作成し、その取組を行う事業所から役に立った旨の評価を受ける割合 90%以上 ・請負事業アドバイザーの相談により解決した事業運営上の問題点等の処理件数について 200件以上	請負事業主、発注者等の自主的な取組を促進するため、請負事業ガイドラインの内容を実践するための自主ルールを作成し、この自主ルールに即した取組を行う事業所からの評価を一定数以上にする。さらに、請負事業主、発注者等からの相談に応じ、事業運営の適正化・雇用管理改善の支援を行っていくため、請負事業アドバイザーによる問題点等の処理件数を目標とする。	直轄(一部民間団体等)

23' No	事業名	事業概要	22' 評価	平成22年度予算額		平成23年度予算額(補正後)		目標管理区分	22' 目標	23' 目標	目標設定の理由	実施主体
					うち独法再掲分		うち独法再掲分					
49	人材確保等支援助成金(建設雇用改善推進助成金)	中小建設事業主等が行う雇用改善の取組に関し必要な経費を助成する。	A	192,251		744,317			①建設事業主雇用改善推進助成金を利用した建設事業主から、本助成措置があったことにより雇用管理の課題の解決に役立ったと評価を受ける割合 80%以上 ②建設事業主雇用改善推進助成金を利用した事業主から、本助成金の活用による研修の実施により、建設労働者の雇用管理に関し必要な知識の習得が図られた旨の評価を受ける割合 80%以上	①建設雇用改善推進助成金を利用した建設事業主及び事業主団体から、本助成措置があったことにより雇用管理の課題の解決に役立った雇用管理改善を実施したと評価を受ける割合 90%以上 ②建設雇用改善推進助成金を利用した事業主から、本助成金の活用による研修の実施により、建設労働者の雇用管理に関し必要な知識の習得が図られた旨の評価を受ける割合 90%以上	①建設雇用改善推進助成金により建設労働者の雇用改善が図られたことを客観的に把握する観点から、本助成措置があったことにより雇用管理の課題の解決に役立った割合を目標とする。 ②建設雇用改善推進助成金により建設労働者の雇用改善が図られたことを客観的に把握する観点から、本助成金の活用による研修の実施により、建設労働者の雇用管理に関し必要な知識の習得が図られた割合を目標と設定し、また事業内容を効果的に把握する。	(独)雇用・能力開発機構 労働局
3 労働者の特性に応じた雇用の安定・促進				89,160,941	0	116,179,373	0					
(1)高齢者の雇用の促進				10,215,033	0	16,549,294	0					
50	試行雇用奨励金(中高年齢者トライアル雇用奨励金)	中高年齢者を一定期間試行的に雇用する事業主に対して支給し、高齢者の安定した就職の実現を図る。	A	316,404		521,136			①常用雇用移行率 77%以上 ②トライアル雇用開始者数 2,550件	①常用雇用移行率 77%以上 ②トライアル雇用開始者数 4,200件	当該助成金により緊急性が高い中高年齢者の再就職を支援し、中高年齢者の雇用の安定を図ることを目的としていることから、左記の指標を目標として設定。 ①過去の常用雇用移行率を踏まえて目標を設定(平成19年度 76.2%、平成20年度 76.1%、平成21年度 77.3%の平均76.5%を超える水準を設定。)。 ②平成23年度予算の支給件数(4,200人)より設定。	直轄
51	定年引上げ等奨励金(中小企業定年引上げ等奨励金)	65歳以上への定年の引上げや定年の定めの廃止、希望者全員を対象とする65歳以上までの継続雇用制度の導入又はこれらの措置と併せて高年齢者の勤務時間の多様化に取り組む中小企業事業主に対して助成する。	B	5,127,150		9,975,850		A	支給対象企業の雇用する常用被保険者数に対する60歳以上の被保険者割合 13%以上	①支給対象企業の雇用する常用被保険者数に対する60歳以上の被保険者割合 15.6% ②受給者へのアンケート調査において、本奨励金制度があることによって、定年年齢の引上げ等の行動変化があったとする割合 3分の2以上	当該奨励金は、65歳以上への定年の引上げ、定年の定めの廃止、希望者全員を対象とする65歳以上までの継続雇用制度の導入を行った中小企業事業主を支援することにより、高齢者の雇用確保を推進することを目的としていることから、左記①のアウトカム指標を設定。 また、事業内容が効果的であるか把握する観点から、本奨励金による事業主の行動変化をユーザー評価として左記②の目標を設定。 ①常用被保険者に占める60歳以上の割合の平均値10.4%(平成21年度雇用保険事業年報より)を超える水準(1.5倍)を設定。 ②本奨励金により行動変化のあった事業主が変化のなかった事業主の2倍以上となるよう目標を設定。	(独)高齢・障害者雇用支援機構
52	定年引上げ等奨励金(高年齢者雇用確保充実奨励金)	傘下企業を対象に、65歳定年企業等及び「70歳まで働ける企業」の普及並びに雇用確保措置の完全実施及び雇用確保措置の定着・充実等を目的とした事業を実施した事業主団体に対して助成する。	D	125,000		572,000			助成金支給対象となった事業主団体の傘下企業のうち、事業の成果により、新たに ①65歳以上等定年企業になった企業5.1% ②「70歳まで働ける企業」となった企業5.0%	助成金支給対象となった事業主団体の傘下企業のうち、事業の成果により新たに ①希望者全員が65歳まで働ける企業となった企業 4.5% ②「70歳まで働ける企業」となった企業5.4%	当該助成金は、事業主団体における傘下企業の高年齢者雇用確保措置の充実等を推進するものであることから、高年齢者雇用状況報告(6月1日時点調査)における、平成20年度～平成22年度までの①、②それぞれの年平均増加率の3倍(①(1.4+1.6)÷2×3＝4.5)、②(2.8+0.8)÷2×3＝5.4)の効果を上げることが目標とする。	(独)高齢・障害者雇用支援機構

23' No	事業名	事業概要	22' 評価	平成22年度予算額		平成23年度予算額(補正後)		目標管理区分	22' 目標	23' 目標	目標設定の理由	実施主体
					うち独法再掲分		うち独法再掲分					
53 (新規)	定年引き上げ等奨励金(高齢者職域拡大等助成金)	希望者全員が65歳まで働ける制度や70歳まで働ける制度の導入にあわせて、高齢者の職域の拡大や雇用管理制度の構築に取り組む事業主を支援し、高齢者の良質な職場を創出する。			0	1,175,000				職域拡大の措置を実施した企業における、職域拡大対象職場において増加した高齢従業員数の平均値 2人以上	当該助成金は、高齢者がいきいきと働ける職場の整備を行う事業主を支援することにより、高齢者の雇用確保を推進することを目的とするものであることから、左記のアウトカム指標を目標として設定。 高齢者雇用モデル助成金の平成21年度実績における平均増加数は2人であったことから、それを超えることを目標とする。	(独)高齢・障害者雇用支援機構
54	「70歳まで働ける企業」推進プロジェクト	事業主団体等に委託して、希望者全員が65歳まで働ける制度や何らかの仕組みで70歳まで働ける制度を既に導入している地域の先進企業に対するヒアリング等を通じ、制度導入のメリットや意義、制度を導入するにあたっての課題やその解決方法を調査分析し、その成果を地域の関係者で共有するとともに、セミナーや相談会を通して広く地域の企業に紹介することにより、地域における取組気運を醸成し、一層の制度の導入を図る。	C	319,273		162,784			重点対象企業に対して事業終了の一ヶ月前に行ったアンケートにおいて、有効回答のうち65歳まで希望者全員の雇用が確保される制度又は70歳まで働ける制度の導入をした企業、具体的見直しを行った企業、導入の検討を行っている企業及び必要性等について理解が深まったと回答した企業の割合 80%以上	セミナー等参加企業に対して行ったアンケートにおいて、有効回答のうち65歳まで希望者全員の雇用が確保される制度又は70歳まで働ける制度の導入をした企業、具体的見直しを行った企業、導入の検討を行っている企業及び必要性等について理解が深まったと回答した企業の割合 90%以上	本事業においては、65歳まで希望者全員の雇用が確保される制度や70歳まで働ける制度の導入の意義や課題・ノウハウを地域社会で共有し、関係者のコンセンサスを形成することを目的としていることから、セミナー等の参加企業に対して、制度の理解を促した結果をアンケートにより把握し、制度の必要性等について理解が深まった等の意識の変化について80%を超えることを目標とする。	直轄 民間団体等
55	シニアワークプログラム事業費	事業主団体の参画の下、雇用を前提とした技能講習、合同面接会等を一体的に行い、高齢者のより本格的な雇用就業を支援する。	A	2,207,448		2,336,929			当該事業における技能講習修了者の修了後6ヵ月以内の雇用・就業率75%	当該事業における技能講習修了者の修了後6ヵ月以内の雇用・就業率75%	就業意欲が高い高齢者を円滑に就職に結びつけることを目的として、過去の雇用・就業率の実績を踏まえて目標を設定。(平成21年度75.1%、21年度79.6%) ※過去2年度の実績は75%を超えているが、23年度より、事業の一部を見直し、講習期間を短縮し、フォローアップを拡充させる仕様としたため、及び22年度同様の厳しい雇用情勢にかんがみて、75%に設定した。	民間団体等
56	シニア就業支援プログラム事業	雇用・就業や社会参加を希望する高齢者を対象に地域の多種・多様な関係機関で構成するネットワークと連携・協力したワークショップの実施や、高齢者の就業ニーズと企業等の人材ニーズをマッチングする再就職支援等を実施する。	A	1,040,692		921,192			① 本事業の登録者のうちマッチングにより雇用・就業した者の割合20%以上 ② 本事業の登録者のうちワークショップ又は就業支援講座に参加した者の割合50%以上	① 本事業の登録者のうちマッチングにより雇用・就業した者の割合20%以上 ② 本事業の登録者のうちワークショップ又は就業支援講座に参加した者の割合50%以上	① 事業の主な対象となる60歳以上の者のハローワークにおける就職率が約20%(平成18年度20.8%、平成19年度20.6%、平成20年度18.2%、平成21年度21.9%)で推移していることを踏まえ、目標を設定。 ② 本事業において何らかの地域社会の場に参加させることとし、事業登録者の半数以上を参加させることを目標として設定。	民間団体等
57	高齢者雇用基盤確保整備事業	経済団体、労働団体等高齢者雇用に関する関係団体を参集して地域の高齢者雇用に係る機運の醸成を図るとともに、雇用対策専門支援員(高齢者雇用基盤確保分)を配置し、高齢者雇用状況の把握・分析、雇用確保措置の導入支援、求職活動支援書の作成支援等を総合的にを行い、高齢者の失業の予防と雇用の安定を図る。	C	1,079,066		884,403			①平成22年度高齢者雇用状況報告における31～50人規模企業の高齢者雇用確保措置の導入割合を93%以上とする。 ②平成21年度の求職活動支援書の発行枚数(23, 263枚)を上回る。	①平成23年度高齢者雇用状況報告における31～50人規模企業の高齢者雇用確保措置の導入割合を前年度と同水準(94.4%)以上とする。 ②平成23年度高齢者雇用状況報告における求職活動支援書発行枚数を前年度(20,462枚)以上とする。	①平成21年度から小規模事業所に対する高齢者雇用状況報告を行い導入指導を強化しており、平成22年度の31～50人規模企業の高齢者雇用確保措置導入割合は94.4%(前年度比2.0%増)であったが、今年度は継続雇用制度に係る経過措置が平成22年度末で終了することの影響を考慮し、平成22年度と同水準以上とする。 ②中高年齢離職者等の再就職において、求職活動支援書の役割が特に大きいため、前年度以上に発行することを目標とする。	直轄
(2)障害者の雇用の促進				5,925,701	0	6,648,467	0					

23' No	事 業 名	事 業 概 要	22' 評価	平成22年度予算額		平成23年度予算額(補正後)		目標管理区分	22' 目標	23' 目標	目標設定の理由	実施主体
					うち独法再掲分		うち独法再掲分					
58	雇用と福祉の連携による地域に密着した就労支援の実施	障害者に対し、地域において就業面及び生活面における支援を一体的に行うことを推進するとともに、対象者の職場定着支援を通じ、ノウハウを共有したより効果的な支援を行う。	A	3,700,306		4,236,754			・就職件数:9200件以上 ・就職率:50%以上 ・支援対象障害者数:73,000人以上	・就職件数 12,500件以上 ・就職率 50%以上 ・支援対象障害者数 90,000人以上	本事業は、就職を希望する障害者や生活面を含めた継続的な支援を必要とする障害者に対して、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関と連絡調整を行いながら職業的自立に向けた支援を行うことを目的としていることから、就職件数、就職率及び支援対象障害者数を目標として設定。 数値について、就職率は「重点施策実施5か年計画」において50%以上とされていることを踏まえ設定。就職件数及び支援対象障害者数については、22年度実績見込みを踏まえ設定。	民間団体等
59	若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラム	ハローワークに就職支援ナビゲーター(発達障害者等支援分)を配置し、発達障害等の要因によりコミュニケーション能力に困難を抱えている者に対して、その希望や特性に応じて専門支援機関への誘導を図る等、きめ細かい支援を実施する。	A	115,063		140,456			・就職チューターによる重点就職支援対象者の就職率25%以上	・就職支援ナビゲーター(発達障害者等支援分)による重点就職支援対象者の就職率 30%以上	本事業は、発達障害等の要因でコミュニケーション能力に困難を抱えている求職者のうち、専門支援機関での支援を望まない者について、ハローワークにおいて就職支援ナビゲーター(発達障害者等支援分)が重点的支援を実施することにより就職可能性を拡大することを目的としているため、重点就職支援対象者の就職率を目標として設定。 対象者の就職率は、22年度までの就職支援ナビゲーター(発達障害者等支援分)1人当たりの就職率(見込み含む)を導入時期別に算出した結果を踏まえ、30%と設定。	直轄
60	障害者初回雇用奨励金	障害者雇用の経験のない56人～300人未満の中小企業において、初めて雇用率制度の対象となる障害者を雇用した場合に奨励金を支給する。	B	700,000		250,000			・障害者0人雇用企業(常用労働者数56～300人規模)における新規雇用障害者数100人以上	・障害者0人雇用企業(常用労働者数56～300人規模)における新規雇用障害者数 250人以上	本事業は、障害者の雇用経験のない中小企業において、初めて障害者を雇用した場合に奨励金を支給することにより、中小企業における障害者雇用の促進を図ることを目的としているため、当該奨励金により雇用された新規障害者数を目標として設定。 数値については、平成22年度支給実績を踏まえ、本助成金により1名以上の障害者を雇用し奨励金の支給対象となると見込まれる250社において雇用される障害者数として250人以上と設定。	直轄
61	特例子会社等設立促進助成金	障害者の安定的な雇用を確保するため、今般の景気悪化等により解雇・勧奨退職等を余儀なくされた障害者等を新たに雇用するなどして、特例子会社や重度障害者多数雇用事業所を設立した事業主に対し助成金を支給する。	B	825,000		610,000			・特例子会社又は重度障害者多数雇用事業所における新規雇用障害者数100人以上	・特例子会社又は重度障害者多数雇用事業所における新規雇用障害者数 200人以上	本事業は、特例子会社又は重度障害者多数雇用事業所の設立により障害者を新たに雇用する事業主に対して助成金を支給し、安定的な障害者雇用を保障すること等を目的としているため、特例子会社等における新規雇用障害者数を目標として設定。 新規雇用障害者数については、平成22年度支給実績を踏まえ、本助成金の支給要件として新規雇用障害者数10人以上としていることから200人以上と設定。	直轄

23' No	事業名	事業概要	22' 評価	平成22年度予算額		平成23年度予算額(補正後)		目標管理区分	22' 目標	23' 目標	目標設定の理由	実施主体
					うち独法再掲分		うち独法再掲分					
62 (新規)	重度障害者等多数雇用施設設置等助成金の創設	重度障害者を多数雇用するにあたっては、障害者が使用する機械・設備等を特別に設置したり、事業所全体のレイアウトを作業しやすい構造にするなど、施設設備が割高となるため、重度障害者を多数雇い入れる事業所に対し、施設・設備等の設置・整備に要する費用を支援することにより、重度障害者雇用の一層の促進を図る。			0	600,000				・特例子会社又は重度障害者多数雇用事業所における新規雇用障害者数 90人以上 ・設置された施設等のある住所を管轄するハローワークにおける障害者就職件数の前年度からの増加	本助成金は、重度障害者等を多数雇い入れるための事業所の施設・設備等を設置・整備する事業主に対して助成金を支給し、重度障害者の雇入れ促進を図るとともに、雇用管理のノウハウの普及等により地域への障害者の雇用に資する事を目的とするため、当該事業所における新規雇用障害者数及び地域において障害者就職件数が増加することを目標として設定。 新規雇用障害者数の数値については、対象事業所を6事業所と見込んでいること及び本助成金の支給要件として新規雇用障害者数10人以上としていることを踏まえ、それを大幅に上回る雇い入れ数を見込み90人以上と設定。	直轄
63 (新規)	職場支援従事者配置助成金の創設	重度知的障害者または精神障害者を雇入れ、かつ、その雇用管理を行うために必要な業務遂行上の支援を行う者を配置する事業主に対し助成を行い、障害者雇用の一層の推進を図る。			0	241,200				・本助成金の対象労働者の新規雇用者数 900人以上	本助成金は、重度知的障害者又は精神障害者(対象労働者)の雇入れに際し、その雇用管理を行うために必要な支援者を配置する事業主に対し助成金を支給することで、重度知的障害者等の雇入れ促進を目的としているため、対象労働者の新規雇用者数を目標として設定。 新規雇用者数の数値については、対象事業所数(700事業所)等を踏まえ、900人以上と設定。	直轄
64	発達障害者雇用開発助成金	発達障害者の雇用を促進し、職業生活上の課題を把握するため、発達障害者について、ハローワークの職業紹介により雇い入れ、雇用管理に関する事項を把握・報告する事業主に対する助成を行う。	D	156,250		59,300			・平成21年10月から平成22年9月31日までに雇入れられた労働者のうち6か月間継続雇用された労働者の割合 50% ・本助成金の対象労働者の雇入れ件数 70件	・平成22年10月から平成23年9月30日までに雇入れられた労働者のうち6か月間継続雇用された労働者の割合 60%以上 ・本助成金の対象労働者の雇入れ件数 70件	本助成金は、発達障害者の雇用を促進し職業生活上の課題を把握することを目的としているため、雇い入れ後6か月間継続雇用され雇用管理上の課題について把握できた対象労働者の割合及び本助成金の対象労働者の雇入れ件数を目標として設定。 数値については、雇用管理上の課題等についての事業主からの報告を雇入れから6か月後に提出させるため、6か月後の職場定着率とし、22年度実績を踏まえ設定。また、対象労働者の雇入れ件数については、22年度の実績見込みから推計し設定。	直轄
65	難治性疾患患者雇用開発助成金	難病のある人の雇用を促進し、職業生活上の課題を把握するため、難病のある人について、ハローワークの職業紹介により雇い入れ、雇用管理に関する事項を把握・報告する事業主に対する助成を行う。	B	125,000		145,000			・平成21年10月から平成22年9月31日までに雇入れられた労働者のうち6か月間継続雇用された労働者の割合 70% ・本助成金の対象労働者の雇入れ件数 120件	・平成22年10月から平成23年9月30日までに雇入れられた労働者のうち6か月間継続雇用された労働者の割合 70%以上 ・本助成金の対象労働者の雇入れ件数 160件	本助成金は、難病者の雇用を促進し職業生活上の課題を把握することを目的としているため、雇い入れ後6か月間継続雇用され雇用管理上の課題について把握できた対象労働者の割合を目標として設定。 数値については、雇用管理上の課題等についての事業主からの報告を雇入れから6か月後に提出させるため6か月後の職場定着率とし、22年度実績を踏まえ設定。。また、対象労働者の雇入れ件数については、22年度の実績見込みから推計し設定。	直轄
66 (新規)	精神障害者に対する雇用管理ノウハウの蓄積と普及	平成21年度及び平成22年度に実施した企業における精神障害者の雇用・定着のノウハウを構築する精神障害者雇用促進モデル事業の事例集を作成するとともに、6ブロックにおいて当該モデル事業の企業担当者等を招いたセミナーを開催し、精神障害者に対する雇用管理ノウハウの普及を図る。			0	6,675				・セミナー参加者において「精神障害者の雇用に対する理解が深まった」と評価した割合90%以上 ・セミナーを開催する各ブロックにおけるハローワークの就職件数(精神障害者)前年度以上	本事業は、セミナーの開催等により、精神障害者の雇用・定着のノウハウを普及させることにより、精神障害者の雇用促進を図ることを目的としているため、セミナーに参加した事業主における精神障害者の雇用に対する理解度が一定以上となること及びセミナー開催地域すべてにおいて精神障害者の就職件数が増加することを目標として設定。	直轄

23' No	事業名	事業概要	22' 評価	平成22年度予算額		平成23年度予算額(補正後)		目標管理区分	22' 目標	23' 目標	目標設定の理由	実施主体
					うち独法再掲分		うち独法再掲分					
67	精神障害者雇用安定奨励金	精神障害者の雇用の促進・安定を図るため、カウンセリング体制の整備等、精神障害者が働きやすい職場づくりに努めた企業に対する奨励金を創設し、精神障害者の一層の雇用促進、さらには職場定着を図る。	B	175,500		320,500			・平成22年4月1日から平成22年9月末までに利用届を提出した事業主のうち、精神障害者が働きやすい職場作りを行い、精神障害者の雇入れ又は職場復帰から6ヶ月以上継続して雇用した事業主の割合 40%以上	・平成22年10月1日から平成23年9月末までに雇い入れられ又は職場復帰した精神障害者のうち、事業主が働きやすい職場作りを行い、6ヶ月以上継続して雇用された割合 60%以上	本事業は、精神障害者が働きやすい職場づくりに努めた事業主に対する奨励金であり、事業所における精神障害者雇用に係る課題を解消し、精神障害者の一層の雇用促進、さらには職場定着を図ることを目的としている。このため、雇い入れられ又は職場復帰した精神障害者のうち、事業主が働きやすい職場作りを行い、6ヶ月以上継続して雇用された割合を目標として設定。	直轄
68	障害者雇用促進のための意識改革形成推進事業	企業向けの専門相談窓口を設け、経営の専門家が、障害者雇用について、特例子会社の設立や障害者の雇用管理を始めとした企業が抱える課題に対して助言等を行う。	A	8,582		8,582			・相談を受けた事業主から「役に立った」旨の評価の割合 80%以上 ・障害者雇用相談員の相談により解決した経営上の問題点等の処理件数 100件以上	・相談を受けた事業主から「役に立った」旨の評価の割合 90%以上 ・障害者雇用相談員の相談により解決した経営上の問題点等の処理件数 420件以上	本事業は、経営的管理の側面からの障害者雇用の意義や、障害者の配置や生産性の向上方法、雇用管理面での配慮等の相談・助言を行うものであり、これについての成果を把握する観点から、ユーザー評価(事業主等に対する満足度調査)を目標として設定。 さらに、事業主等からの相談に応じ、雇用管理面での配慮等種々の支援を行っていくため、障害者雇用相談員の相談により解決した処理件数を目標として設定。数値については、22年度実績見込みを踏まえ設定。	民間団体
69	障害者就業・生活支援センター設立準備事業助成金	社会福祉法人等がセンター事業の準備を行った場合に、要した経費の一部を助成することにより円滑な移行を促す。	D	120,000		30,000			・障害者就業・生活支援センター新規設置件数(平成23年4月1日時点において新規設置された件数) 20件 ・障害者就業・生活支援センターの設立に係る準備を行った事業主のうち、実際に障害者就業・生活支援センターの指定を受けた事業主の割合 100%	・助成を受けた事業主のうち、新規設置された障害者就業・生活支援センターの件数(平成24年4月1日時点において新規設置された件数) 3件 ・障害者就業・生活支援センターの設立に係る準備を行い、助成金の支給を受け、当該年度内に本助成金の助成対象期間が終了した事業主のうち、実際に障害者就業・生活支援センターの指定を受けた事業主の割合 100%	本事業は、事業主が、障害者の雇用の促進等に関する法律第34条に規定する障害者就業・生活支援センターの設立準備に係る準備を行った場合に、当該準備に要した費用の一部を助成することにより、障害者就業・生活支援センターの設置を促進することを目的としている。このため、本助成金を受けたことにより、翌年度新規設置される障害者就業・生活支援センターの件数及び実際に障害者就業・生活支援センターを設立するに至った事業主の割合を目標として設定。	直轄
(3)若年者の雇用の促進				25,996,020	0	26,093,110	0					
70	試行雇用奨励金(若年者等試行雇用奨励金)	フリーターや学卒未就職者等(40歳未満)について、早期の常用雇用の実現を図るため、対象労働者1人につき、月額4万円を最大3ヶ月間支給する若年者等試行雇用事業を推進する。	C	3,679,080		4,593,240			①トライアル雇用開始者数 38,000人以上 ②常用雇用移行率 80%以上 ③本奨励金の支給申請を行った事業主へのアンケート調査を実施し、役に立った旨の評価が80%以上	①トライアル雇用開始者数 47,000人以上 ②常用雇用移行率 80%以上 ③本奨励金の支給申請を行った事業主へのアンケート調査を実施し、役に立った旨の評価が85%以上	①平成23年度予算の対象者数(計画数)を目標として設定。 ②常用雇用移行率については、これら長期間に不安定な就労を繰り返す就職困難な者が含まれることから、引き続き現在の水準の維持を目標とするもの。 ③事業内容が効果的かどうか把握する観点からユーザー評価(事業主等に対する満足度調査)を目標として設定し、目標数値については、一定程度の水準のものとして設定。	直轄
71	地域の関係者との連携による若年者雇用対策の推進	都道府県の主体的な取組により設置されるジョブカフェに対して、都道府県からの要望に応じ、ハローワークを併設し、若者を対象とした職業紹介を実施するほか、企業説明会や各種セミナーの実施等の事業を委託し、地域の実情に応じた様々な就職支援を展開する。	A	1,604,074		1,522,221			各都道府県の実情に応じて成果目標(就職者数等)を設定	各都道府県の実情に応じて成果目標(就職者数等)を設定	事業の内容が実施主体である各都道府県が地域の実情に応じた目標を設定することとしているため。	民間団体等

23' No	事業名	事業概要	22' 評価	平成22年度予算額		平成23年度予算額(補正後)		目標管理区分	22' 目標	23' 目標	目標設定の理由	実施主体
					うち独法再掲分		うち独法再掲分					
72	中高生に対する就職支援	学校との連携の下、保護者等も含めた在学中からの働く意義や職業生活についての講習、新卒者等に対するきめ細かな職業相談・職業紹介等を行う学卒ジョブサポーター(仮称)を公共職業安定所に配置する等により、中高生に対する円滑な就職を実現する。	A	1,430,646		2,791,278			高校新規卒業者の就職内定率(3月末現在) 90%以上 高卒就職ジョブサポーター等による延べ学校訪問件数 16, 000件以上	①学卒ジョブサポーターによる支援による正社員就職者数 10万4千人以上 ②学卒ジョブサポーターの支援による開拓求人数 11万1千人以上	事業の目的が、学卒ジョブサポーターによる未内定者等に対する就職支援や求人開拓を実施し、新規高校卒業者等の就職を促進し、求人の確保を行うものであることから、学卒ジョブサポーターの支援による正社員就職者数と開拓求人数を目標として設定するもの。	直轄
73	学生等の就職支援	新規学校卒業予定者・未就職卒業者等を対象に、就職関連情報の提供、就職支援セミナー、就職面接会等のほか、必要に応じて担当者制による職業相談・職業紹介から職場定着までの一貫した就職支援を実施する。	A	1,005,563		3,718,378			学生職業センター等を利用して就職活動に役に立ったとする者の割合80%以上	①新卒応援ハローワークの利用者数 のべ33万9千人以上 ②新卒応援ハローワークにおける正社員就職者数 5万3千人以上 ③学卒ジョブサポーターによる支援による正社員就職者数 10万4千人以上 ④学卒ジョブサポーターの支援による開拓求人数 11万1千人以上	事業の目的が、未内定学生に対して、新卒応援ハローワークの利用勧奨を促すとともに、きめ細かな職業相談・職業紹介により、正社員就職を促進するもの。 また、事業の目的が、学卒ジョブサポーターによる未内定者等に対する就職支援や求人開拓を実施し、新規大学卒業者等の就職を促進し、求人の確保を行うものであることから、学卒ジョブサポーターの支援による正社員就職者数と開拓求人数を目標として設定するもの。	直轄
74	フリーター等正規雇用化支援事業	全国のハローワークにおいて、広くフリーター等を対象に、支援対象者一人ひとりの課題に応じて支援メニューを組み合わせ、必要に応じて担当者制による支援を実施することにより、正規雇用化に向けた一貫した就職支援を実施する。	A	743,962		1,036,740			ハローワークの職業紹介により、正規雇用に結びついたフリーター等の数 23万人以上	ハローワークの職業紹介により、正規雇用に結びついたフリーター等の数 24万人以上	本事業における正規雇用による就職件数を目標として設定するもの。	直轄
75	若年者等正規雇用化特別奨励金	就職が困難な年長フリーター等(25～39歳)を期間の定めのない労働契約により雇用する事業主等に一定額(中小企業100万円、大企業50万円)を支給する。また、採用内定を取り消されて就職先が未決定の学生等を期間の定めのない労働契約により雇用する事業主等に一定額(中小企業100万円、大企業50万円)を支給する。	—	17,532,695		12,431,253		B	①本奨励金の支給対象者の6ヶ月経過後の継続就業率が90%以上 ②本奨励金の支給申請を行った事業主へのアンケート調査を実施し、役だった旨の評価が80%以上 【目標管理期間:平成21年度～平成23年度】	①本奨励金の支給対象者の6ヶ月経過後の継続就業率が90%以上 ②本奨励金の支給申請を行った事業主へのアンケート調査を実施し、役だった旨の評価が80%以上 【目標管理期間:平成21年度～平成23年度】	①本奨励金は、不安定な就労状態にある年長フリーター等の安定した雇用機会の確保を図るため雇用期間の定めのない正規雇用として雇入れられることを奨励金支給の対象としており、奨励金の支給時期を正規雇用に資するため雇入れ後6ヵ月後、1年半後、2年半後としている。 ②事業内容が効果的かどうか把握する観点からユーザー評価(事業主等に対する満足度調査)を目標として設定し、目標数値については、一定程度の水準のものとして設定。	直轄
(4)就職困難者等の雇用の安定・促進				47,024,187	0	66,888,502	0					
76	特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者雇用開発助成金、被災者雇用開発助成金)	高年齢者(60歳以上65歳未満)、障害者等の就職困難者を継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して、賃金相当額の一部を助成することで、これらの者の雇用機会の増大を図ることを目的とし、公共職業安定所又は有料・無料職業紹介事業者の紹介により雇い入れた事業主に対して、特定就職困難者雇用開発助成金を、東日本大震災に係る被災者を雇い入れた事業主に対して被災者雇用開発助成金を支給。	A	36,947,070		43,388,506		B	助成金の支給対象者の事業主都合離職割合が助成金の支給対象でない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下 【目標管理期間:平成20年度～平成22年度】	助成金の支給対象者の事業主都合離職割合が助成金の支給対象でない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下 【目標管理期間:平成23年度～平成25年度】	本助成金の目的は、高年齢者、障害者等の就職困難者が、継続して雇用する労働者として雇い入れられることを促進することである。本助成金の支給対象者について、雇入れ後に継続雇用が図られているか否かを評価するため、支給対象者の事業主都合離職割合が支給対象者でない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下となることを目標とする。	直轄

23' No	事業名	事業概要	22' 評価	平成22年度予算額		平成23年度予算額(補正後)		目標管理区分	22' 目標	23' 目標	目標設定の理由	実施主体
					うち独法再掲分		うち独法再掲分					
77	特定求職者雇用開発助成金(高年齢者雇用開発特別奨励金)	65歳以上の離職者が引き続きその経験等を生かして働き社会で活躍することへの支援を強化するため、これらの者を公共職業安定所又は有料・無料職業紹介事業者等の紹介により、1年以上継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して賃金相当額の一部について助成を行う。	A	1,043,279		1,188,288			助成金の支給対象者の事業主都合離職割合が前年度に入職した65歳以上の常用労働者の事業主都合離職割合以下	助成金の支給対象者の事業主都合離職割合が前年度に入職した65歳以上の常用労働者の事業主都合離職割合以下	本助成金の目的は、65歳以上の離職者が、1年以上継続して雇用する労働者として雇い入れられることを促進することである。本助成金の支給対象者について、雇入れ後に継続雇用が図られているか否かを評価するため、支給対象者の事業主都合離職割合が前年度に入職した65歳以上の常用労働者の事業主都合離職割合以下となることを目標とする。	直轄
78	助成金支給申請アドバイザーの配置	労働局(ハローワーク)に専門の相談員(社会保険労務士相当)を配置し、業績悪化に伴い雇用問題を抱えている企業に対して、専門相談員が企業を訪問する等により相談を受け、必要な対応策や助成措置についてアドバイスをを行い、併せて助成金の支給申請の受付や確認、支給事務等の支援を行う。	A	6,153,838		8,661,676			①相談を受けた事業主から助成金制度について「理解できた」の評価を受ける割合を95%以上とする。 ②①の理解にあたってのアドバイザーの説明について「わかりやすかった」の評価を受ける割合を95%以上とする。	①雇用調整助成金の支給申請についての平均審査処理期間を30日以内(初回申請については平均60日以内)とする。 ②相談を受けた事業主から助成金制度について「理解できた」の評価を受ける割合を97%以上とする。	助成金の支給事務を迅速化させるため、代表的な助成金である雇用調整助成金の平均審査処理期間を目標とする。また、雇用調整助成金の制度や支給のための説明を効果的に把握する観点からユーザー評価(事業主等に対する満足度調査)を目標として設定する。 目標値については、平成22年度の実績が99%であったが、97%以上の利用者が役だった旨の評価をしていれば、大部分の利用者に役立っているものと評価できるため、97%以上を目標とする。	直轄
79	実習型雇用支援事業	十分な技能・経験を有しない求職者を一定期間実習型雇用として受け入れ、実習等により自らのニーズに合った人材育成を図る事業主に対して助成を行うことにより、これらの者の常用雇用への移行の促進や早期再就職の実現を図るもの。	C	2,880,000		13,650,032			①実習型雇用開始者数20, 000人以上 ②常用移行率90%以上	①実習型雇用開始者数 8, 000人 ②常用雇用移行率90%以上	①本事業は、ハローワークにおいて選定した十分な技能・経験を有しない求職者と実習型雇用として登録している求人ととのマッチングをまずは行うものであることから、実習型雇用開始者数を目標として設定。 平成23年度の実施計画数が12, 000人であるため、22年度実績を踏まえつつ、8, 000人(約70%)を目標とした。 ②本事業が、実習型雇用を通じて事業主のニーズに応じた人材へと育成し、常用雇用へと移行させることを目的としていることから、常用雇用移行率を目標として設定。 数値については、平成22年度の常用雇用移行率の目標を設定。	直轄
4 その他				35,858,859	0	46,111,906	0					
80	キャリア交流事業費	特に集中的な支援が必要な中高年ホワイトカラー求職者や中高年長期失業者等を対象に、集中的に求職活動に係るセミナー、グループワーク等のキャリア交流事業を実施し、就職の促進を図る。	—	735,752		199,968		B	キャリア交流プラザの支援対象者のうち、就職した者(雇用保険被保険者資格を取得した者)及び自営を開始した者の割合 55%以上(市場化テスト対象地域においては、落札した民間事業者が目標を設定)	キャリア交流プラザの支援対象者のうち、就職した者(雇用保険一般被保険者資格を取得した者)及び自営を開始した者の割合 55%以上	本事業は、支援対象者の安定的な就職の実現を目的としていることから、支援対象者のうち就職した者(雇用保険一般被保険者資格を取得した者)及び自営を開始した者の割合を目標として設定した。 なお、目標値については、平成22年度から24年度までの3年間、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく市場化テストを実施することとされているため、複数年度目標として、平成22年度の目標を継続することとした。	民間団体等

23' No	事業名	事業概要	22' 評価	平成22年度予算額		平成23年度予算額(補正後)		目標管理区分	22' 目標	23' 目標	目標設定の理由	実施主体
					うち独法再掲分		うち独法再掲分					
81 (新規)	求人確保・求人者指導援助推進費	ハローワーク等に求人開拓推進員を配置し、事業所を訪問するなどによる求人の開拓を行い、増加する求職者数に対応した求人の量的確保や個々の求職者のニーズにあった個別の求人確保を図る。また、求人充足を図るための相談・助言を通じて、求人・求職のマッチングを推進する。			0		4,804,194			①求人開拓推進員1人当たりの開拓求人数 735人以上 ②求人開拓推進員1人当たりの開拓求人の充足数 180人以上	本事業は、求職者の就職に資する求人の量的確保及び求職者に適合する求人の確保を目的としていることから、求人開拓推進員による開拓求人数及び開拓求人の充足数を目標として設定した。 なお、目標値については、平成22年度の実績(見込み)及び雇用失業情勢見通しを踏まえ設定した。	直轄
82	職業訓練情報等提供によるキャリア・コンサルティング、就職支援実施費	緊急人材育成支援事業による職業訓練や今後の創設が検討されている求職者支援制度による職業訓練等へあつせんするため、就職支援ナビゲーター(職業訓練・求職者支援分)を配置し、求職者に対する職業訓練関連情報の的確な提供、能力・適性を踏まえたキャリア・コンサルティング等を実施するとともに、新たに訓練受講希望者に対するジョブ・カード交付及び訓練修了後の就職の実現に向けた担当者制によるマンツーマンの就職支援等を実施する。	D		6,496,009		11,052,938		①公共職業訓練の受講あつせん件数 190,000件以上 ②緊急人材育成支援事業による職業訓練の受講者数15万人	①職業訓練の受講あつせん件数 150,000件以上 ②緊急人材育成支援事業による職業訓練の受講者数12万人	本事業の実施により、求職者が円滑に能力・適性に合った職業訓練の受講を促進することとなるため、公共職業安定所における公共職業訓練のあつせん件数及び緊急人材育成支援事業による職業訓練の受講者数を目標として設定した。 なお、目標値については、平成22年度実績等を踏まえ設定した。	直轄
83	職場適応訓練(職場適応訓練委託費)	雇用保険の受給資格者の雇用の促進を図るため、その能力に適合する作業環境への適応を容易にすることを目的として、事業主に委託して実施する職場適応訓練に要する経費に係る委託費。	B		5,976		3,113		職場適応訓練終了者のうち、訓練を実施した事業所に雇用される者の割合70%以上	職場適応訓練終了者のうち、訓練を実施した事業所に雇用される者の割合70%以上	職場適応訓練は、訓練修了後は訓練を実施した事業所に雇用されることを期待して実施する訓練であるため、当該事業所に雇用される者の割合を目標とする。実績を踏まえ、70%を超えることを目標とする。	直轄
84	日雇労働者等技能講習事業	技能を有しない日雇労働者等を対象に、技能労働者として必要な技能の習得や資格・免許の取得等を目的とした技能講習等を実施し、その就業機会の確保を図る。	C		522,399		814,566		①ホームレスの講習受講後の就職率55.7%以上 ②講習受講者から、就職に必要な能力の向上に役立ったとの評価を受ける割合80%以上	①ホームレスの受講後の就職率 55.7%以上 ②講習受講者から、就職に必要な能力の向上に役立ったとの評価を受ける割合90%以上	①ホームレスの講習受講者の就職率は近年の雇用失業情勢により低下傾向(平成20年度52.3%、平成21年度40.2%、平成22年度見込み38.6%)にあるが、23年度においては就職率の底上げによる就職率55.7%を設定する。 ②受講者の講習満足度調査を参考に設定する。	民間団体等
85	出稼労働者安定就労対策費	出稼労働者の送出道県においては、地元における就業機会の確保を推進するとともに、やむを得ず出稼就労する者に対する紹介等適格紹介等を実施し、出稼労働者の受入都道府県においては、受入事業所に対する指導による雇用改善の推進等により、出稼労働者の安全・安定就労を図る。	B		41,832		31,279		雇用契約期間中の離職率 20%以内	雇用契約期間中の離職率 20%以内	出稼労働者受入事業所集団指導会の参加事業所が雇用する出稼労働者の雇用契約期間中の離職率(出稼労働者雇用実態調査における「雇用契約期間中の出稼労働者本人の都合による任意退職の有無」の割合から推計した数値 20%)により設定。	直轄
86	職場適応援助者による支援の実施	障害者の職場への適応を円滑にするため、障害者が働く職場に職場適応援助者(ジョブコーチ)を派遣し、障害者、事業主、職場の従業員等に対して、職場適応に向けたきめ細かな支援を実施する。	A		1,022,401		1,019,796		・支援終了後の6ヶ月経過後時点での職場定着率 80%以上	・支援終了後の6ヶ月経過後時点での職場定着率 80%以上	本事業は、ジョブコーチ支援により職場適応を図り職場に定着させることが目的であることから、支援終了後6ヶ月経過後時点での職場定着率を目標として設定。 また、数値については、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構中期目標において当該目標期間中(平成20～平成24年度)に80%以上とするとされていることを踏まえて設定。	(独)高齢・障害者雇用支援機構

23' No	事業名	事業概要	22' 評価	平成22年度予算額		平成23年度予算額(補正後)		目標管理区分	22' 目標	23' 目標	目標設定の理由	実施主体
					うち独法再掲分		うち独法再掲分					
87	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構運営費交付金(高齢・障害者雇用支援勘定) (平成23年10月以降は、独立行政法人高齢・障害・求職者支援機構運営費交付金・施設経費(高齢・障害者雇用支援勘定))	厚生労働大臣の定めた中期目標に従い、以下の業務を実施している。 ○高齢者等の雇用の機会の増大に資する事業主又はその事業主の団体に対して 給付金を支給することに関する事項 ○高齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して 相談その他の援助を行うことに関する事項 ○労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするために 必要な助言又は指導を行うことに関する事項 ○障害者職業センターの設置運営業務の実施に関する事項	A	13,820,980		13,386,586			独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の中期目標・中期計画を達成する。 「○ 高齢者等の雇用機会の確保等に資する事業主又はその事業主の団体に対して給付金を支給することに関する事項」 (a) 事業主等に対する各種給付金の支給については、自立就業支援助成金(高齢者等共同就業機会創出助成金)、定年引上げ等奨励金(中小企業定年引上げ等奨励金、高齢者雇用確保充実奨励金、高齢者雇用モデル企業助成金)(別業)参照 「○ 高齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うことに関する事項」 (b) 高齢者雇用アドバイザー等による相談・援助の実施については、追跡調査により70%以上の利用事業主等において、具体的な課題改善効果が見られるようにする。 「○ 障害者職業センターの設置運営業務の実施に関する事項」 (c) 地域センターにおける職業準備訓練、職業講習について、中期目標期間中に、75%以上の対象者が就職等に向かう次の段階に移行できるようにするとともに、修了者の就職率が50%以上となるようにする。 (d) ジョブコーチ支援事業については(別業)参照 (e) 精神障害者の復職支援及び雇用継続支援については、中期目標期間中に支援終了者の75%以上が復職又は雇用継続できるようにする。	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の中期目標・中期計画を達成する。 「○ 高齢者等の雇用機会の確保等に資する事業主又はその事業主の団体に対して給付金を支給することに関する事項」 (a) 事業主等に対する各種給付金の支給については、自立就業支援助成金(高齢者等共同就業機会創出助成金)、定年引上げ等奨励金(中小企業定年引上げ等奨励金、高齢者雇用確保充実奨励金、高齢者雇用モデル企業助成金)(別業)参照 「○ 高齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うことに関する事項」 (b) 高齢者雇用アドバイザー等による相談・援助の実施については、追跡調査により70%以上の利用事業主等において、具体的な課題改善効果が見られるようにする。 「○ 障害者職業センターの設置運営業務の実施に関する事項」 (c) 地域センターにおける職業準備訓練、職業講習について、中期目標期間中に、75%以上の対象者が就職等に向かう次の段階に移行できるようにするとともに、修了者の就職率が50%以上となるようにする。 (d) ジョブコーチ支援事業については(別業)参照 (e) 精神障害者の復職支援及び雇用継続支援については、中期目標期間中に支援終了者の75%以上が復職又は雇用継続できるようにする。	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の第2期中期目標及び中期計画に基づいて設定。	(独)高齢・障害者雇用支援機構 (平成23年10月からは、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構)
88	外国人労働者雇用対策費	専門的・技術的分野の外国人の我が国における就業を促進するとともに、就労を目的として在留する外国人について、適切な雇用機会の確保を図る。	A	183,017		261,222			外国人コーナー等を利用した外国人求職者の就職率【14%以上】	外国人コーナー等を利用した外国人求職者の就職率【14%以上】	リーマンショック前からその後の回復期の傾向を考慮し、平成19年度から22年度までの実績を踏まえて設定。 (なお、この数字は震災の影響を見込んでいない)	直轄
89	日系人集住地域を管轄する公共職業安定所のマッチング機能の整備	日系人集住地域のハローワークにおいて、通訳・相談員の増員や市町村とも連携したワンストップコーナーの設置等の体制強化を行う他、就労のためのスキルが不足している者への研修を実施し、早期の再就職を図る。	A	1,735,403		1,472,149			日系人就職支援プログラムの就職率(就職によるプログラム終了者／プログラム終了者)【36%以上】	日系人就職支援プログラムの就職率(就職によるプログラム終了者／プログラム終了者)【41%以上】	リーマンショック前からその後の回復期の傾向を考慮し、平成19年度から22年度までの実績を踏まえて設定。 (なお、この数字は震災の影響を見込んでいない)	直轄
90	地方就職希望者活性化事業費	送出地の地方就職支援コーナーを拠点とする広域職業紹介機能と受入地におけるU・Iターンに係る情報発信機能の有機的な連携を図り、送出地と受入地が一体的にU・Iターンへの支援をすることにより、首都圏等から地方圏への人材の労働移動を促進し、当該地域の雇用の活性化を図る。	A	189,358		115,519			・「地方就職支援コーナー」における地方就職希望者に対する就職者数の割合が14. 0%以上	・「地方就職支援コーナー」における地方就職希望者に対する就職者数の割合が16. 0%以上	U・Iターン就職については、一般職業紹介と異なり、住居の移転等を伴うことから、紹介が直ちに就職に結びつくものではないことから、平成22年度の地方就職支援コーナーの就職率の実績(見込み)を目標値とする。	直轄

23' No	事 業 名	事 業 概 要	22' 評価	平成22年度予算額		平成23年度予算額(補正後)		目標管理区分	22' 目標	23' 目標	目標設定の理由	実施主体
					うち独法再掲分		うち独法再掲分					
91 (新規)	「福祉から就労」支援事業	生活保護受給者及び住宅手当受給者等の就労による自立を図るため、地域ごとに、ハローワークと地方自治体が締結する協定を踏まえ、両者によるチーム支援を中心とした就労支援等を行う。			0		1,405,232			担当者制による就職支援を受けた支援対象者の就職率40%以上	ハローワーク及び福祉事務所等において実施した生活保護受給者等に対する就労支援の就職率の実績(平成21年度又は平成22年10月までの累計)が、29.7%であったことから、23年度においては就職率の底上げによる就職率40%を設定する。	直轄
92	住居・生活総合支援事業費	住居・生活支援を必要とする求職者に対して、第二のセーフティネット支援施策等に関する総合相談と相談窓口への円滑な誘導等を行うとともに、第二のセーフティネット支援施策等を行う各地域の関係機関が連携・協力の強化を図るため、「生活福祉・就労支援協議会」を開催する。	A	579,112		764,236			・利用者にアンケートを実施し、住居・生活支援アドバイザーの相談・誘導等が役に立ったとする割合が7割以上	利用者にアンケートを実施し、住居・生活支援アドバイザーの相談・誘導等が役に立ったとする割合が7割以上	相談・誘導に関する円滑な業務運営状況を把握する観点かつ利用者の視点からの評価として、満足度を目標として設定する。	直轄
93	ホームレス等の自立支援等に関する開拓推進員等の配置	「就業開拓推進員」が、「ホームレス」等の就業自立を図るため、事業所訪問による求人開拓・求人情報の収集、社会的偏見等をなくすための事業主に対する啓発活動、寮付き求人などの開拓等を行う。	C	19,106		24,646			①就業開拓推進員(ホームレス)の1人当たりの求人確保数185件以上 ②就業開拓推進員(住居喪失不安定就労者)の1人当たりの求人確保数1,038件以上	①求人開拓推進員(ホームレス)の1人当たりの求人確保数200件以上 ②求人開拓推進員(住居喪失不安定就労者)の1人当たりの求人確保数200件以上	①ホームレスの求人開拓は近年の雇用失業情勢により低下傾向平成21年度229件、平成22年度190件)にあるが、23年度においては1人当たりの求人確保数200件を目指す。 ②住居喪失不安定就労者の求人開拓は近年の雇用失業情勢により低下傾向(平成21年度191件、平成22年度173件)にあるが、平成23年度においては1人当たりの求人確保数200件を目指す。	直轄
94	ホームレス等の自立支援等に関する就労支援ナビゲーターの配置	「就労支援ナビゲーター」が、「ホームレス」等の就業自立を図るための職業相談、就職先での職場定着指導、「住居喪失不安定就労者」の安定就労の実現を図るための出張職業相談等を行う。	C	97,196		113,325			①自立支援センターにおける求職者のうち、常用就職率63.3%以上 ②チャレンジネットにおける求職者のうち、常用就職率33.6%以上	①自立支援センターにおける求職者のうち、常用就職率50%以上 ②チャレンジネットにおける求職者のうち、常用就職率40%以上	①ホームレスの就職率は近年の雇用失業情勢により低下傾向(平成20年度54.5%、平成21年度46.8%、平成22年度見込み48.8%)にあるが、23年度においては就職率の底上げによる就職率50%を設定する。 ②住居喪失不安定就労者の就職率は近年の雇用失業情勢により低下傾向(平成20年度33.6%、平成21年度18.7%、平成22年度見込み30.1%)にあるが、23年度においては就職率の底上げによる就職率40%を設定する。	直轄
95	派遣労働者雇用安定化特別奨励金	派遣可能期間の満了前に派遣労働者を直接雇い入れた派遣先事業主に対し、奨励金を支給(1人100万円(有期雇用の場合50万円)(大企業は半額))することにより、派遣労働者の直接雇用を強力に推進する。	B	10,392,702		10,624,519			奨励金第1期支給対象者数10, 000人以上 第2期の対象者数は、第1期の対象者数8割	奨励金第1期支給対象者数20, 000人以上 第2期の対象者数は、第1期の対象者数8割	雇用情勢の改善の動きが継続的に見られる中、派遣先で直接雇用を促すという事業目的が達成されるよう、予算人員を25, 000人としていたが、震災の影響による被災地での直接雇用の減少を考慮し、目標設定について第1期支給対象者を20, 000人以上とした。	直轄

23' No	事業名	事業概要	22' 評価	平成22年度予算額		平成23年度予算額(補正後)		目標管理区分	22' 目標	23' 目標	目標設定の理由	実施主体
					うち独法再掲分		うち独法再掲分					
96	試行雇用奨励金(季節労働者等トライアル雇用奨励金)	季節労働者や日雇労働者等を試行的に受け入れて就業させる事業主に 対して、試行雇用奨励金を支給することにより、再就職の緊急性が高い季節労働者や日雇労働者等の雇用確保を図ることを推進。	D	17,616		11,508			【日雇労働者等】 ・常用雇用移行率 69.1%以上 ・トライアル雇用開始者数(対前年度実績以上) 【季節労働者】 ・常用雇用移行率 75%以上 ・トライアル雇用開始者数(対前年度実績以上)	【日雇労働者等】 ・常用雇用移行率 74.8%以上 ・トライアル雇用開始者数(対前年度実績以上) 【季節労働者】 ・常用雇用移行率 75.0%以上(暫定値) ・トライアル雇用開始者数(対前年度実績以上)	【日雇労働者等】 当該事業による情報雇用移行率の過去3年間の実績(平成20年度:61.1%、平成21年度:75.0%、平成22年度見込み88.2%)の平均74.8%を目標に設定する。 【季節労働者】 当該助成金により、緊急性が高い季節労働者の再就職を支援し、季節労働者の雇用の安定を図ることを目的としていることから、左記の指標を目標として設定。 ・平成19年度から直近までの常用雇用移行率(平成19年度～平成21年度:72.7%)を踏まえて目標を設定。	直轄
97 (新規)	就職促進資金貸付事業費(アイヌ分)	アイヌ地区住民に対して、就職に際して必要となる資金の貸付を行う民間団体等に支援等を行うことにより、アイヌ地区住民の就職の促進及び雇用の安定を図る。		0		7,110				1年以上の継続雇用率:70%以上	労働力調査(平成22年平均、北海道)において、役員を除く雇用者(211万人)のうち、正規の職員・従業員数が132万人(62.6%)であったことから、左記の指標を目標として設定する。	民間団体等
Ⅱ 職業能力開発局関係				126,124,672	1,376,200	123,266,859	210,737					
1 キャリア形成支援システムの整備				5,813,857	0	7,764,083	0					
98	キャリア形成促進助成金(訓練等支援給付金)	事業主が、事業内職業能力開発計画に基づき作成した年間職業能力開発計画等に基づき、その従業員に職業訓練を受けさせた場合、又は、その従業員の自発的な職業能力開発について支援する制度を導入し、その従業員が行った職業能力開発について支援を行った場合、要した費用等の一部を助成。	A	4,198,964		7,103,562			①助成措置の対象となった従業員が受けた職業能力検定等(訓練に密接に関連するものに限る。)の合格率 50%以上 ②事業主(助成金利用者)から、本助成措置があったことにより訓練、休暇、能力評価等を実施したとする評価を受ける割合 80%以上 ③助成措置の対象となった従業員から、助成対象となる訓練、休暇、能力評価等によりキャリアアップが図られた旨の評価を受ける割合 80%以上	①事業主(助成金利用者)から、本助成措置があったことにより訓練等を実施したとする割合 90%以上 ②助成措置の対象となった訓練等を従業員に受講(支援)させた目的が達成できたとする割合 90%以上 ③助成措置の対象となった従業員から、助成対象となる訓練等の目的が達成できたとする割合 90%以上 ④助成措置の対象となった従業員から、助成対象となる訓練等によりキャリア・アップにつながったとする割合 90%以上	行政事業レビューで「現状把握が不十分で具体的データがなく政策効果が不明」という指摘がなされ、その指摘を踏まえ、「支給実態とその政策効果を十分把握できる体制を整える」こととし、実態把握のためのアンケート調査にて、事業内容が効果的か把握する観点から事業主及び最終受益者である従業員の満足度、目的達成調査を調査することとし、その調査項目を目標として設定した。 目標数値については一定程度の水準のものとして設定。	(独)雇用・能力開発機構
99	キャリア形成促進助成金(中小企業雇用創出等能力開発助成金)	中小企業労働力確保法に基づく改善計画の認定を受けた事業主が、事業内職業能力開発計画に基づき作成した年間職業能力開発計画に基づき、その従業員に職業訓練を受けさせた場合、又は、その従業員の自発的な教育訓練の受講に対する支援を行った場合、要した費用の一部を助成。	A	31,708		110,172			①助成措置の対象となった従業員が受けた職業能力検定等(訓練に密接に関連するものに限る。)の合格率 50%以上 ②事業主(助成金利用者)から、本助成措置があったことにより訓練、休暇、能力評価等を実施したとする評価を受ける割合 80%以上 ③助成措置の対象となった従業員から、助成対象となる訓練、休暇、能力評価等によりキャリアアップが図られた旨の評価を受ける割合 80%以上	①事業主(助成金利用者)から、本助成措置があったことにより訓練等を実施したとする割合 90%以上 ②助成措置の対象となった訓練等を従業員に受講(支援)させた目的が達成できたとする割合 90%以上 ③助成措置の対象となった従業員から、助成対象となる訓練等の目的が達成できたとする割合 90%以上 ④助成措置の対象となった従業員から、助成対象となる訓練等によりキャリア・アップにつながったとする割合 90%以上	行政事業レビューで「現状把握が不十分で具体的データがなく政策効果が不明」という指摘がなされ、その指摘を踏まえ、「支給実態とその政策効果を十分把握できる体制を整える」こととし、実態把握のためのアンケート調査にて、事業内容が効果的か把握する観点から事業主及び最終受益者である従業員の満足度、目的達成調査を調査することとし、その調査項目を目標として設定した。 目標数値については一定程度の水準のものとして設定。	(独)雇用・能力開発機構
100	キャリア支援企業創出促進事業	企業へのキャリア形成に関する助言・情報提供、講習や診断サービス(キャリア健診)等による支援を行うとともに、企業における人材育成システム全般に関する情報収集、分析を行い、幅広い企業に発信することによりキャリア形成支援に取り組む企業の創出を促進する。	B	650,009		438,120			①支援後、企業内キャリア形成支援が促進された(職業能力開発推進者の選任、事業内計画の作成、社内意識啓発等がなされた)割合 90%以上 ②キャリア健診を受けて「役に立った」とする回答の割合 90%以上	①支援後、企業内キャリア形成支援が促進された(事業内計画の作成、職業訓練の実施・改善、社内意識啓発等がなされた)割合 90%以上 ②支援を受けて「役に立った」とする回答の割合 90%以上	①企業内のキャリア形成支援体制の構築を推進することを目的とした事業であるため、本事業がどの程度その目的に貢献し、行動変容が生じたかどうかを指標とし、目標値については旧事業の22年度目標と同様に21年度実績を上回る数値を設定。 ②事業内容が効果的かを把握する観点からユーザー評価(事業主等に対する満足度調査)を目標として設定し、目標数値については一定程度の水準のものとして設定。	都道府県職業能力開発協会等

23' No	事業名	事業概要	22' 評価	平成22年度予算額		平成23年度予算額(補正後)		目標管理区分	22' 目標	23' 目標	目標設定の理由	実施主体
					うち独法再掲分		うち独法再掲分					
101	キャリア・コンサルティング普及促進事業	労働者が、その適性や職業経験等に応じて自ら職業生活設計を行い、これに即した職業選択や能力開発を効果的に行う基盤としてキャリア・コンサルティングの普及促進を図るため、キャリア・コンサルティングに関する調査・研究、キャリア・コンサルタントを対象とした資質の向上のための機会の提供及びジョブ・カード講習を実施する。	B	933,176		112,229			①就職又は転職を希望する者のうち、キャリア・コンサルティング実施から3ヶ月経過した時点で、就職した又は転職した者並びに職業能力の開発のための取組が行われた者の割合 85%以上 ②平成22年度末時点でのキャリア・コンサルタント養成数 6万人	①就職又は転職を希望する者のうち、キャリア・コンサルティング実施から3ヶ月経過した時点で、就職した又は転職した者並びに職業能力の開発のための取組が行われた者の割合 85%以上 ②平成23年度末時点でのキャリア・コンサルタント養成数 7万5千人	本事業は労働者の適切な職業選択や効果的な職業能力開発を支援するため、キャリア・コンサルティングを受けられる機会の増大を目的としていることから、 ①キャリア・コンサルティング実施による労働者自らの行動の変容有無を指標とし、目標数値については一定程度の水準のものとして設定。 ②担い手であるキャリア・コンサルタントの養成数を指標とし、21年度末における養成数(62,000人)と22～23年度に養成予定(14,000人)のキャリア・コンサルタント数を踏まえ設定	①(独)雇用・能力開発機構 ②企画競争により選定した民間団体 ③最低価格落札方式により選定した民間団体
2 職業能力評価システムの整備				1,763,380	0	1,724,710	0					
102	幅広い職種を対象とした職務分析に基づいた包括的な職業能力評価制度の整備事業	職業能力を客観的に評価する能力評価のいわば「ものさし」となるよう、職務遂行に必要な職業能力や知識について、レベル毎に記述した職業能力評価基準をものづくりからサービス産業まで幅広い業種において策定し、企業における活用促進を図る。	A	128,030		237,840			職業能力評価基準の職業能力評価基準の活用によって企業内の人事評価制度や研修体系、従業員の募集採用活動が改善された(改善される見込み)という企業の割合 80%以上	職業能力評価基準の活用によって企業内の人事評価制度や人材育成制度、従業員の募集採用活動が改善された(改善される見込み)という企業等の割合 80%以上	労働移動の増大に伴う労働市場のマッチング機能の強化や労働者の職業能力に応じた処遇のためには、労働者の職業能力が適切に評価されることが重要であるため、その対策として実施する当該事業により、どれだけ利用者(企業)の取組に影響を与えたか、効果測定する。	事業受託者
103	技能検定等推進費	労働者の技能と地位の向上を目的として実施する国家検定である技能検定の職種ごとに専門調査委員会を開催し、試験基準の見直しを行うとともに、新規職種(作業)及び3級の追加については試行技能検定を実施し、実際の技能検定試験において適正に機能し得るものであるか否かを確認する。 また、職業能力開発促進法の規定に基づき設立された中央職業能力開発協会及び都道府県職業能力開発協会の運営に関要する経費の一部を補助する。	A	1,635,350		1,486,870			技能検定職種に係る業界傘下企業における処遇向上等技能検定の活用率 80%以上	技能検定受検者を有する企業における技能士の処遇向上等技能検定の活用率 85%以上	技能検定が社会的ニーズに合致したものであるかを計るため、技能検定受検者を有する企業が、技能士の処遇向上や技能検定合格者を採用に当たって考慮するといった自主的な取組がどの程度行われたか効果測定する。	直轄
3 多様な訓練機会の確保				42,966,775	1,376,200	42,405,439	210,737					
104	民間等を活用した効果的な職業訓練と就職支援の推進	経済社会のグローバル化や技術革新の急速な進展といった産業構造の変化に対応し、職業能力等に起因するミスマッチの解消を図るため、離職者に対し、民間機関も有効に活用した多様な職業訓練機会を提供しその早期の就職促進を図る。具体的には、ハローワークの求職者を対象に、再就職の促進を図るため職業に必要な技能及び知識を習得させる職業訓練及び受講生への就職支援を実施する。	X	39,242,162	1,376,200	39,171,256	210,737	A	①独立行政法人雇用・能力開発機構及び都道府県が実施する委託訓練修了者の訓練終了後3ヶ月時点の就職率65%以上 ②独立行政法人雇用・能力開発機構及び都道府県が公共職業能力開発施設で行う訓練修了者の訓練終了後3ヶ月時点の就職率80%以上	①独立行政法人雇用・能力開発機構及び都道府県が実施する委託訓練修了者の訓練終了後3ヶ月時点の就職率65%以上 ②独立行政法人雇用・能力開発機構及び都道府県が公共職業能力開発施設で行う訓練修了者の訓練終了後3ヶ月時点の就職率80%以上	①新成長戦略に合わせて設定。 ②新成長戦略及び中期目標・中期計画に合わせて設定。	(独)雇用・能力開発機構、都道府県
105	障害者の多様なニーズに対応した委託訓練の実施	特例子会社、重度障害者多数雇用事業所、社会福祉法人、NPO法人等多様な委託訓練先を開拓するとともに、個々の障害者及び企業の人材ニーズに対応した職業訓練のコーディネートを行い、企業の人材ニーズに対応した就職促進及び就職後の雇用継続に資する訓練を機動的に実施する。	X	1,371,234		1,188,586			就職率 48%以上(訓練修了後3ヶ月時点)	就職率 50%以上(訓練修了後3ヶ月時点)	福祉から雇用推進5か年計画に合わせて設定。	都道府県
106	介護労働者能力開発事業の実施	(財)介護労働安定センターにおいて、公共職業安定所長から受講指示を受けた離転職者を対象として介護職員基礎研修(500時間コース)及び介護労働者のキャリア形成に関する相談援助等を実施する。	A	1,161,546		1,120,153			介護基礎研修修了後3ヶ月時点の就職率75%以上	介護基礎研修修了後3ヶ月時点の就職率75%以上	独立行政法人雇用・能力開発機構が実施している介護系の委託訓練の就職率の実績71.9%(平成21年度)を勘案して、目標値を設定。	(財)介護労働安定センター

23' No	事業名	事業概要	22' 評価	平成22年度予算額		平成23年度予算額(補正後)		目標管理区分	22' 目標	23' 目標	目標設定の理由	実施主体
					うち独法再掲分		うち独法再掲分					
107	技能継承・振興対策費(ものづくり立国の推進)	若年者のものづくり離れ・技能離れが見られる中で、技能労働者の地位の向上を図り、若年者が進んで技能者を目指す環境を整備するとともに、若年者に対し技能の魅力・重要性を啓発し、若年ものづくり人材の確保育成を行う。	A	955,514		714,471			①第48回技能五輪全国大会の来場者の若年者層のうち、大会をきっかけに職業能力の習得に意欲を持った割合 80%以上 ②若年者に対する技能者の魅力増進事業(技能に関する展示事業)の来場者のうち、技能について魅力・重要性を認識した者や職業能力の習得等への関心を持った者の割合 80%以上	①第49回技能五輪全国大会の来場者の若年者層のうち、大会をきっかけに職業能力の習得に意欲を持った割合 80%以上、技能五輪全国大会の来場者数41,500人以上(過去5年間の委託団体の単独開催(2回)の平均値41,460人) ②若年者に対する技能者の魅力増進事業(技能に関する展示事業)の来場者のうち、技能について魅力・重要性を認識した者や職業能力の習得等への関心を持った者の割合 80%以上、若年者に対する技能者の魅力増進事業の来場者数6,200人以上(過去2年間の平均6,155人) ③熟練技能者を活用した技能継承(講師育成・技能講習の実施で4団体に委託)については、(1)若年者等に対するアンケート調査における関心をもった等の満足度80%以上、(2)熟練技能者派遣先の技能検定受験者の合格率が前年度を上回ること、(3)研修受講生に対するアンケート調査で、満足度・理解度等が80%以上、(4)高校指導者等研修受講者に対する研修効果調査で、成果があったが80%以上	①ものづくりの魅力の喚起を通して、若年ものづくり人材の確保・育成につなげていくことを目的の一つとして同大会を実施していることから、来場者のものづくりに対する意識にどの程度影響を与えたか、及び大会の来場者数を目標とする。 ②若者をはじめ広く国民に対しものづくり技能の魅力・重要性についての認識を浸透させることを目的として技能に関する展示事業を実施することから、来場者のものづくり技能に対する意識にどの程度影響を与えたか、及び展示事業の来場者数を目標とする。 ③熟練技能者を活用した技能継承事業が効果的に実施されていることを把握する観点から、エンドユーザ評価(受講者等に対するアンケート調査等)を実施し、満足度の割合等を目標とする。	事業受託者
108	技能実習制度推進事業	技能実習制度の適正かつ円滑な推進を図り、外国人技能実習生の能力を開発・向上させることを目的に、技能実習生受入れ企業等に対する巡回指導、母国語電話相談、技能実習計画の評価、受入れ企業の倒産等の場合の実習継続支援、技能実習指導員に対する講習会の開催等を行う。	A	236,319		210,973			①技能実習生が当初の計画どおり技能を修得できたかどうかの指標として、技能実習修了認定を受けた技能実習生の割合 90%以上 ②技能実習生から、実習修了時に技能実習目標を「十分に達成できた」との評価を受ける割合 90%以上	①技能実習生が当初の計画どおり技能を修得できたかどうかの指標として、技能実習修了認定を受けた技能実習生の割合 75%以上 ②技能実習生から、実習修了時に技能実習目標を「十分に達成できた」との評価を受ける割合 90%以上	技能実習制度は、より実践的な技術、技能等の開発途上国等への移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的としていることから本事業の目標達成度の指標としては、第一に、当初の計画に従った実習を終了し、無事に本国に帰国することが重要であるので、「修了認定を受けた者の割合」を目標に設定し、第二に、単に修了認定を受けることのみならず、実習生自身の評価においても実習目標を「十分に達成できた」とすることが重要であるため、これを目標として設定。なお、「修了認定を受けた者の割合」については、東北地方太平洋沖地震によって被害を受けた実習実施機関の技能実習生の帰国による影響を勘案して目標値を設定。	民間団体等
4 若年者の職業能力開発の推進				9,967,960	0	4,749,139	0					
109	実践的な職業能力開発支援の実施	民間教育訓練機関等における座学と企業等における実習を一体的に組み合わせた実践的な職業訓練を実施するとともに、訓練終了後に実習先事業主による実務能力の評価を行うことで就職支援の強化を図る。	B	9,014,874		3,482,732		A	①訓練修了者の訓練終了後3ヶ月時点の就職率 65%以上 ②訓練の内容やわかりやすさ等も踏まえた訓練修了者の総合的な満足度 80%以上	①訓練修了者の訓練終了後3ヶ月時点の就職率 65%以上 ②訓練の内容やわかりやすさ等も踏まえた訓練修了者の総合的な満足度 80%以上	新成長戦略に合わせて設定。	(独)雇用・能力開発機構、都道府県
110	認定職業訓練助成事業の推進	認定職業訓練の効果的な実施促進を図るため、中小企業事業主等が実施する認定職業訓練の運営に要する経費等について、助成または援助を行う都道府県に対して、国が補助を行う。	A	953,086		1,266,407			助成措置の対象なった従業員が受けた職業能力検定等(訓練に密接に関連するものに限る。)の合格率70%以上	助成措置の対象なった従業員が受けた職業能力検定等(訓練に密接に関連するものに限る。)の合格率70%以上	助成措置により従業員の職業能力が向上したことを客観的に把握する観点から助成措置の対象となった従業員が受けた職業能力検定等の合格率を目標として設定し、目標数値については技能検定等の合格率を参考に設定。また、予算規模の適正化を図るため、予算執行率を評価項目に追加した。	都道府県
5 その他				65,612,700	0	66,623,488	0					
111 (新規)	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構運営費交付金(職業能力開発助定)	求職者その他の労働者の職業能力の開発及び向上を促進するための施設の設置及び運営の業務を行うことにより、求職者その他の労働者の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的として以下の業務を行う。 ・能力開発に関する業務 ・公共職業能力開発施設等の設置運営		0		32,908,009				(P)	(P)	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構

23' No	事業名	事業概要	22' 評価	平成22年度予算額		平成23年度予算額(補正後)		目標管理区分	22' 目標	23' 目標	目標設定の理由	実施主体
					うち独法再掲分		うち独法再掲分					
112	独立行政法人雇用・能力開発機構運営費交付金	労働者の有する能力の有効な発揮及び職業生活の充実を図るため、雇用管理の改善に対する援助、公共職業能力開発施設の設置及び運営等の業務を行うとともに、勤労者の計画的な財産形成の促進の業務を行うことにより、良好な雇用の機会の創出その他の雇用開発、職業能力の開発及び向上並びに勤労者の生活の安定を図り、もって労働者の雇用の安定その他福祉の増進と経済の発展に寄与することを目的として以下の業務を行う。 (1)雇用開発に関する業務 ① 雇用管理に関する相談等 ② 中小企業の雇用創出、人材確保等のための助成金の支給、相談等 (2)能力開発に関する業務 ① 公共職業能力開発施設等の設置運営、事業主等の行う職業訓練の援助等 ② 労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力開発及び向上についての労働者等に対する相談等 (3)その他 ① 勤労者の財産形成を促進し、生活の安定を図るための持家取得資金、教育資金の融資等	A	61,946,066		24,926,941		—	【中小企業事業主等に対して行う雇用管理の改善に関する相談等について】 ①相談終了後に調査を実施し、80%以上の利用者から雇用管理の改善を進める上で役立った旨の評価が得られるようにすること。 ②セミナー等終了後に調査を実施し、80%以上の者から役立った旨の評価が得られるようにすること。 ③相談及びセミナー等を受けた事業所において、求人の充足率が平均25%以上、労働者の離職率が15%以下となるようにすること。 【雇用開発業務の助成金について】 説明会終了時に調査を実施し、80%以上の者から、助成金の制度の理解に役立った旨の評価が得られるようにすること。 【高度技能者の養成のための職業訓練について】 専門課程及び応用課程の修了者のうち、就職希望者の就職率を95%以上とすること。 【在職者を対象とする職業訓練について】 受講者に対してアンケート調査を実施し、80%以上の者から職業能力の向上に役に立った旨の評価が得られるようにすること。また、事業主の指示により職業訓練を受講した場合については、当該事業主についてもアンケート調査を実施し、80%以上の者から受講者に職業能力の向上が見られた旨の評価が得られるようにすること。 【能力開発業務の助成金について】 説明会終了時に調査を実施し、80%以上の者から、助成金等の制度の理解に役立った旨の評価が得られるようにすること。 【ホームページアクセス件数について】 ホームページのアクセス件数が平成18年度実績と比べて10%以上の増加となるようにすること。 【勤労者財産形成促進業務について】 説明会終了時に調査を実施し、80%以上の者から、勤労者財産形成促進制度の趣旨等の理解に役立った旨の評価が得られるようにすること。	【中小企業事業主等に対して行う雇用管理の改善に関する相談等について】 ①相談終了後に調査を実施し、80%以上の利用者から雇用管理の改善を進める上で役立った旨の評価が得られるようにすること。 ②相談を受けた事業所において、求人の充足率が平均25%以上、労働者の離職率が15%以下となるようにすること。 【雇用開発業務の助成金について】 説明会終了時に調査を実施し、80%以上の者から、助成金の制度の理解に役立った旨の評価が得られるようにすること。 【高度技能者の養成のための職業訓練について】 専門課程及び応用課程の修了者のうち、就職希望者の就職率を95%以上とすること。 【在職者を対象とする職業訓練について】 受講者に対してアンケート調査を実施し、80%以上の者から職業能力の向上に役に立った旨の評価が得られるようにすること。また、事業主の指示により職業訓練を受講した場合については、当該事業主についてもアンケート調査を実施し、80%以上の者から受講者に職業能力の向上が見られた旨の評価が得られるようにすること。 【能力開発業務の助成金について】 説明会終了時に調査を実施し、80%以上の者から、助成金等の制度の理解に役立った旨の評価が得られるようにすること。 【ホームページアクセス件数について】 ホームページのアクセス件数が平成18年度実績と比べて10%以上の増加となるようにすること。 【勤労者財産形成促進業務について】 説明会終了時に調査を実施し、80%以上の者から、勤労者財産形成促進制度の趣旨等の理解に役立った旨の評価が得られるようにすること。	中期目標・中期計画に合わせて設定。	(独)雇用・能力開発機構
113 (新規)	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構施設整備費補助金	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(仮称)が設置・運営する公共職業能力開発施設等のうち、建設後相当期間を経過したものについて、老朽化等により部分修繕等では対応が困難なこと等を考慮し、本館・実習場等の建替等を行い公共職業訓練による労働者の職業能力の開発及び向上を促進することを目的とする。			0	403,888			—	(P)	(P)	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
114	独立行政法人雇用・能力開発機構施設整備費補助金	独立行政法人雇用・能力開発機構が設置・運営する公共職業能力開発施設等のうち、建設後相当期間を経過したものについて、老朽化等により部分修繕等では対応が困難なこと等を考慮し、本館・実習場等の建替等を行い公共職業訓練による労働者の職業能力の開発及び向上を促進することを目的とする。		1,195,752		1,959,998			独立行政法人雇用・能力開発機構及び都道府県が公共職業能力開発施設で行う訓練修了者の訓練終了後3ヶ月時点の就職率 80%以上	独立行政法人雇用・能力開発機構及び都道府県が公共職業能力開発施設で行う訓練修了者の訓練終了後3ヶ月時点の就職率 80%以上	新成長戦略及び中期目標・中期計画に合わせて設定。	(独)雇用・能力開発機構

23' No	事業名	事業概要	22' 評価	平成22年度予算額		平成23年度予算額(補正後)		目標管理区分	22' 目標	23' 目標	目標設定の理由	実施主体
					うち独法再掲分		うち独法再掲分					
115	職業能力開発校施設整備費補助金	建設後相当期間を経過したものであって、老朽化等により部分修繕等では対応が困難な施設等への対応を図るとともに、人材ニーズの変化や技術革新の進展等に応じた職業訓練実施体制の整備を図るため、都道府県が職業能力開発校の施設・機器の整備等を行う場合に、その整備等に要する経費の一部に対して補助を行う(補助率1／2)。	X	2,421,199		3,195,573			独立行政法人雇用・能力開発機構及び都道府県が公共職業能力開発施設で行う訓練修了者の訓練終了後3ヶ月時点の就職率 80%以上	独立行政法人雇用・能力開発機構及び都道府県が公共職業能力開発施設で行う訓練修了者の訓練終了後3ヶ月時点の就職率 80%以上	新成長戦略及び中期目標・中期計画に合わせて設定。	都道府県
116	全国団体等認定職業訓練特別助成金	広域的に行われる認定職業訓練を振興し、計画的かつ効果的な人材育成を推進するため、認定職業訓練を実施する中小企業事業主の団体(その構成員が2以上の都道府県にわたるものに限る。)又はその連合団体が行う認定職業訓練の運営に要する経費の一部を助成する。	A	49,683		60,375			助成措置の対象となった従業員が受けた職業能力検定等(訓練に密接に関連するものに限る。)の合格率70%以上	助成措置の対象となった従業員が受けた職業能力検定等(訓練に密接に関連するものに限る。)の合格率70%以上	助成措置により従業員の職業能力が向上したことを客観的に把握する観点から助成措置の対象となった従業員が受けた職業能力検定等の合格率を目標として設定し、目標数値については技能検定等の合格率を参考に設定。また、予算規模の適正化を図るため、予算執行率を評価項目に追加した。	都道府県
117	「ジョブ・カード制度」の推進	「ジョブ・カード制度」の推進を図るため ①中央及び地域にジョブ・カードセンターを設置し、企業に対する普及促進、ジョブ・カード普及サポーター企業の開拓、訓練プログラムの作成支援 ②企業の求める人材能力要件を踏まえた「モデル評価シート」の開発 ③キャリア形成のための情報提供携帯ポータルサイトの運用 ④有期実習型訓練を実施する参加協力企業に対する助成(平成22年度限りで廃止。平成23年度は経過措置。)を実施する。	—	¥45,804		3,168,704		BC	①ジョブ・カード取得者数 5年間で100万人(平成22年度は25万人) ※新成長戦略(基本方針)(平成21年12月30日、閣議決定)において、2020年までに300万人という目標も新たに設定されている。 ②職業能力形成プログラムの修了者数 5年間で40万人(平成22年度の職業能力形成プログラムの受講者数5.65万人) ③雇用型訓練修了3ヶ月後の就職率75%以上 【目標管理期間:平成20年度～平成24年度】	①ジョブ・カード取得者数 5年間で100万人(平成23年度は28万人) ※新成長戦略(平成22年6月18日、閣議決定)において、2020年までに300万人という目標も設定されている。 ②職業能力形成プログラムの修了者数 5年間で40万人(平成23年度の職業能力形成プログラムの受講者数10万人) ③雇用型訓練修了3ヶ月後の就職率75%以上 【目標管理期間:平成20年度～平成24年度】	ジョブ・カード取得者数と職業能力形成プログラム受講者数については、「ジョブ・カード制度」全国推進基本計画」(平成20年6月30日、ジョブ・カード推進協議会)における平成20～24年度の5年間の数値目標を勘案して設定。 また、本制度における雇用型訓練は、フリーター等の正社員経験の少ない方を対象に、実践的な職業訓練の機会を提供し、正社員へと導くものであるため、訓練修了後の就職率も目標として設定。	直轄、民間団体等、(独)雇用・能力開発機構
Ⅲ 雇用均等・児童家庭局関係												
118	育児・介護雇用安定等助成金(育児・介護費用等補助コース)	労働者が育児・介護サービスを利用する際に要した費用の全部又は一部について、補助等を行う旨を就業規則等に規定し、実際に費用補助等を行った事業主に、その補助等の額の一定割合を助成。	A	839,834		320,382			本助成金の支給対象となった育児・介護サービスを利用した労働者の6ヶ月後の継続就業率 90%以上	本助成金の支給対象となった育児・介護サービスを利用した労働者の6ヶ月後の継続就業率 90%以上	本助成金は、仕事と家庭を両立しやすい環境整備に取り組む事業主を支援し、その取組を促進することにより、労働者が育児等により離職することなく、雇用の継続を図りやすい環境を整備し、もって雇用の安定を図るものであることから、当助成金を受給した企業における労働者の継続就業率を目標とする。	(財)21世紀職業財団→直轄
119	育児・介護雇用安定等助成金(代替要員確保コース)	育児休業取得者が、育児休業終了後、原職等に復帰する旨の取り扱いを就業規則等に規定し、休業取得者の代替要員を確保し、かつ、休業取得者を原職等に復帰させた事業主に支給。	A	515,977		405,254			本助成金の支給対象となった労働者の支給から6ヶ月後の継続就業率90%以上	本助成金の支給対象となった労働者の支給から6ヶ月後の継続就業率90%以上	本助成金は、仕事と家庭を両立しやすい環境整備に取り組む事業主を支援し、その取組を促進することにより、労働者が育児等により離職することなく、雇用の継続を図りやすい環境を整備し、もって雇用の安定を図るものであることから、当助成金を受給した企業における労働者の継続就業率を目標とする。	(財)21世紀職業財団→直轄
120	育児・介護雇用安定等助成金(子育て期の短時間勤務支援コース)	小学校第3学年修了までの子を養育する労働者が利用できる短時間勤務制度を就業規則等に規定し、労働者がこれらの制度を利用した場合に、事業主に支給。	A	486,082		1,363,002			本助成金の支給対象となった短時間勤務制度を利用した労働者の支給から6ヶ月後の継続就業率 90%以上	①本助成金の支給対象となった短時間勤務制度を利用した労働者の支給から6ヶ月後の継続就業率90%以上 ②本助成金を支給されたことにより労働者の継続就業を図ることができたとする事業主の割合 90%以上	本助成金は、仕事と家庭を両立しやすい環境整備に取り組む事業主を支援し、その取組を促進することにより、労働者が育児等により離職することなく、雇用の継続を図りやすい環境を整備し、もって雇用の安定を図るものであることから、当助成金を受給した企業における労働者の継続就業率を目標とする。 また、育児を行う労働者の就業継続のための措置である本事業内容を効果的に把握する観点から、ユーザー評価を目標として設定する。	(財)21世紀職業財団→直轄

23' No	事業名	事業概要	22' 評価	平成22年度予算額		平成23年度予算額(補正後)		目標管理区分	22' 目標	23' 目標	目標設定の理由	実施主体
					うち独法再掲分		うち独法再掲分					
121	育児・介護雇用安定等助成金(休業中能力アップコース)	育児休業又は介護休業取得者がスムーズに職場復帰できるよう、これらの労働者の職業能力の維持及び向上を図るため、職場復帰プログラムを実施した事業主・事業主団体に支給。	A	448,028		333,327			本助成金の支給対象となった職場復帰プログラムを実施した企業における、育児休業を取得した労働者の支給から6ヶ月後の継続就業率 90%以上	本助成金の支給対象となった職場復帰プログラムを実施した企業における、育児休業を取得した労働者の支給から6ヶ月後の継続就業率 90%以上	本助成金は、仕事と家庭を両立しやすい環境整備に取り組む事業主を支援し、その取組を促進することにより、労働者が育児等により離職することなく、雇用の継続を図りやすい環境を整備し、もって雇用の安定を図るものであることから、当助成金を受給した企業における労働者の継続就業率を目標とする。	(財)21世紀職業財団→直轄
122	育児・介護雇用安定等助成金(事業所内保育施設設置・運営等助成金)	労働者のための保育施設を事業所内に設置、運営及び増築等を行う事業主・事業主団体に、その費用の一部を助成。	B	3,855,109		3,406,445		A	①本助成金の支給対象となった保育施設を利用した労働者の利用から6ヶ月後の継続就業率 90%以上 ②本助成金を支給されたことにより労働者の継続就業を図ることができたとする事業主の割合 90%以上	①本助成金の支給対象となった保育施設を利用した労働者の利用から6ヶ月後の継続就業率 90%以上 ②本助成金を支給されたことにより労働者の継続就業を図ることができたとする事業主の割合 90%以上	本助成金は、仕事と家庭を両立しやすい環境整備に取り組む事業主を支援し、その取組を促進することにより、労働者が育児等により離職することなく、雇用の継続を図りやすい環境を整備し、もって雇用の安定を図るものであることから、当助成金を受給した企業における労働者の継続就業率を目標とする。 また、育児を行う労働者の就業継続のための措置である本事業内容を効果的に把握する観点から、ユーザー評価を目標として設定する。	直轄
123	在宅就業者支援事業	在宅ワーカーの再就職に資することを目的として、在宅ワーカーがインターネット上で自らの能力を判断・開発・評価できるシステムの運用、各種情報提供、相談への対応及びセミナーの開催を行う。	A	41,600		25,370			再就職セミナーを受講した者のうち、就職活動を開始した者の割合が8割以上	再就職セミナーを受講した者のうち、「役に立った」と回答した者の割合 90%以上	在宅就業者総合支援事業は在宅ワーカーの再就職に資することが目的であるため、再就職セミナーを受講した者のうち、就職活動の役に立ったと考える者の割合を目標とする。	民間団体等
124	ポジティブ・アクション周知啓発事業費	ポジティブ・アクションについて、均等法の規定の周知を徹底し、職場における男女間格差の解消の必要性についての認識を広めるため、企業と経営者団体や行政が連携した協議会や企業に対して必要な情報提供等を行うとともに、ポジティブ・アクションを進める前提として職場環境を改善するためにセクシュアルハラスメント対策指導員の設置等により、セクシュアルハラスメント対策を推進する。	A	109,655		119,096			機会均等推進責任者を選任する事業所のうち、均等推進に向けて具体的な行動を行い、女性労働者の採用拡大やセクシュアルハラスメント対策の強化を含め継続して働き続けることのできる環境を充実、見直しすることとする事業所の割合 90%以上	機会均等推進責任者を選任する事業所のうち、均等推進に向けて具体的な行動を行い、女性労働者の採用拡大やセクシュアルハラスメント対策の強化を含め継続して働き続けることのできる環境を充実、見直しすることとする事業所の割合 90%以上	本事業は、女性労働者がその能力を十分に発揮できる雇用環境を整備することを目的としていることから、事業所内で選任された機会均等推進責任者が、その能力を十分に発揮し、継続して働き続けることのできる環境の整備を図ったとする事業所の割合を目標とする。	直轄
125	育児・介護雇用安定等助成金(中小企業子育て支援助成金)	中小企業において仕事と子育ての両立をしやすくするため、育児休業取得者が初めて出た労働者数100人以下の中小企業事業主に対し助成を行う(平成23年度までの時限措置)。	A	3,226,000		3,603,800		A	①本助成金の支給対象となった労働者の支給から6ヶ月後の継続就業率 90%以上 ②助成金を支給されたことにより労働者の継続就業を図ることができたとする事業主の割合 90%以上	①本助成金の支給対象となった労働者の支給から6ヶ月後の継続就業率 90%以上 ②助成金を支給されたことにより労働者の継続就業を図ることができたとする事業主の割合 90%以上	本助成金は、仕事と家庭を両立しやすい環境整備に取り組む事業主を支援し、その取組を促進することにより、労働者が育児等により離職することなく、雇用の継続を図りやすい環境を整備し、もって雇用の安定を図るものであることから、当助成金を受給した企業における労働者の継続就業率を目標とする。 また、育児を行う労働者の就業継続のための措置である本事業内容を効果的に把握する観点から、ユーザー評価を目標として設定する。	直轄
126 (新規)	均衡待遇・正社員化推進奨励金	中小企業雇用安定化奨励金及び短時間労働者均衡待遇推進等助成金を整理・統合し、有期契約労働者及びパートタイム労働者の均衡待遇、正社員への転換を一体的に推進するとともに、短時間正社員を奨励対象として、その普及を図る。		0		690,200				①奨励金の支給対象となった労働者の支給から6ヶ月後の継続就業率 90%以上 ②奨励金が制度導入に有効であったと回答した事業主の割合 85%以上	本事業はパートタイム労働者等の均衡待遇等を推進するための制度を導入し、もって雇用管理の改善及び雇用の安定を目的とするものであることから、対象労働者の継続就業率を目標とする。	直轄

23' No	事業名	事業概要	22' 評価	平成22年度予算額		平成23年度予算額(補正後)		目標管理区分	22' 目標	23' 目標	目標設定の理由	実施主体
					うち独法再掲分		うち独法再掲分					
127	安心して働き続けられる職場環境整備推進事業	育児休業制度の実態等仕事と家庭の両立にかかる各種制度の実態の把握、問題点の分析・検討や、法に基づく制度の普及・定着に向けた導入指導等により、安心して働き続けられる職場環境の整備促進を図る。	C	434,465		280,258			①都道府県労働局が行った指導の結果、改善又は改善の意向を示した事業所数80%以上 ②男性の育児休業取得率 前年度以上	都道府県労働局が行った指導の結果、改善又は改善の意向を示した事業所数90%以上	本事業は、育児・介護休業法に基づく指導等を実施することにより、企業の雇用管理改善を促進し、労働者が仕事と家庭を両立しながら、安心して働き続けられる職場環境の整備を図ることを目的としていることから、指導に対する改善状況を目標とする。	直轄(一部民間団体等)
128	短時間正社員制度導入推進事業	短時間正社員制度について、企業の人事労務管理、経営改善に知見のある民間機関を活用し、短時間正社員制度の導入モデルの開発、普及・定着及び導入事例の収集・提供、マニュアルなどの短時間正社員制度に関する情報提供を行う。	C	49,099		38,929			①シンポジウムに参加した企業のうち、制度導入について検討しようと考えた事業所の割合が8割以上。 ②情報発信の媒体である支援ナビの年度内サイトアクセス件数20万件以上	①シンポジウムに参加した企業のうち、制度導入について検討しようと考えた事業所の割合 80%以上 ②情報発信の媒体である支援ナビの年度内サイトアクセス件数20万件以上	本事業は、企業における短時間正社員制度の導入を促進することにより、これまで退職を余儀なくされていた短時間労働者等の離職の防止を図ることを目的としていることから、シンポジウムに参加した企業のうち、制度導入について検討しようと考えた事業所の割合を目標とする。また、短時間正社員制度の周知を図るため、情報発信の媒体である支援ナビのサイトのアクセス件数を目標とする。	民間団体等
129	短時間労働者均衡待遇啓発事業	短時間労働者について正社員等との均衡待遇の確保と正社員転換を推進するため、都道府県労働局に、人事労務管理の専門家である均衡待遇・正社員化推進プランナーを配置し、均衡待遇等に取り組む事業主に対するアドバイスの実施等の支援を行う。	A	456,052		349,524			パートタイム労働法に規定する措置について、事業主に対し都道府県労働局が実施した助言・指導の結果、是正された割合 90%以上	パートタイム労働法に規定する措置について、事業主に対し都道府県労働局が実施した助言・指導の結果、是正された割合 90%以上	本事業は、短時間労働者の均衡待遇の確保及び正社員転換を推進することを目的としていることから、取組の遅れている事業主に対し雇用均等室が実施した助言・指導の結果、是正された割合を目標とする。	直轄
130	ポジティブ・アクション推進戦略事業	企業におけるポジティブ・アクションを促進するため、各企業の男女間格差の「見える化」を推進する事業、ポータルサイトによる総合的な情報提供を行う事業、実践的導入マニュアルの活用を通じて中小企業におけるポジティブ・アクションの取組を促進するための事業、事業主に対しポジティブ・アクションの具体的取組方法についてノウハウを提供するための研修事業を実施する。	A	155,429		96,258			①ポジティブ・アクション応援サイトに掲載する企業のポジティブ・アクションの取組事例を閲覧した利用者から、ポジティブ・アクションに取り組む上で具体的取組内容等がわかり、役に立った旨の評価を得る割合 80%以上 ②情報提供の媒体として使用するためのポジティブ・アクション応援サイトへの年度内アクセス件数 12万件以上 ③ポジティブ・アクション導入支援事業に参加した企業において、ポジティブ・アクションの取組内容を拡充した割合 80%以上 ④ポジティブ・アクション実践研修参加者からポジティブ・アクションに取り組む上で、自社の課題や具体的方法がわかり、役に立った旨の評価を得る割合 80%以上 ⑤ポジティブ・アクション実践研修に参加した企業において、一定期間経過後、ポジティブ・アクションに取り組む又は取組内容を充実、見直しすることとする割合 80%以上	①ポジティブ・アクション取組会議に参加した事業所のうち、「見える化支援ツール」(「業種別支援ツール」を含む)の活用について検討しようと考えた事業所の割合 80%以上 ②情報提供の媒体として使用するためのポジティブ・アクション情報ポータルサイトへの年度内アクセス件数12万件以上 ③ポジティブ・アクション実践研修参加者からポジティブ・アクションに取り組む上で、自社の課題や具体的方法がわかり、役に立った旨の評価を得る割合 80%以上	①ポジティブ・アクション「見える化」事業は、各企業の男女間の実態把握・気づきを推進し、格差解消に向けたポジティブ・アクションの取組を促進することを目的としていることから、ポジティブ・アクション取組会議に参加した事業所のうち、「見える化支援ツール」(「業種別支援ツール」を含む)の活用について検討しようと考えた事業所の割合を目標とする。 ②ポジティブ・アクション促進のための総合的情報提供事業は、ポジティブ・アクションに取り組もうとする企業に対する国の支援として行うものであることから、サイトへの年間アクセス数を目標とする。 ③ポジティブ・アクション展開事業は、企業の人事労務担当者等に具体的なポジティブ・アクションの取組方法のノウハウ等の各種情報を提供するものであることから、本研修が各企業において役に立つ実践的な内容であった旨の評価をする企業割合を目標とする。	民間団体等
131	夜間・土曜日均等法、育介法、パート法等電話相談事業	妊娠・出産、育児休業等の取得等を理由とする解雇その他の不利益取扱いなどの緊急事案に関する相談が増加する中、事業主及び労働者等の抱える問題の早期解決を図ることを目的として、夜間や土曜日に、雇用均等関係法令(男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法等)に関する相談対応及び情報提供を行う。	A	25,112		19,738			本事業を利用した者から、相談対応及び情報提供の内容について理解を得られた割合80%	本事業を利用した者から、相談対応及び情報提供の内容について理解を得られた割合 80%	夜間や土曜日に相談対応を行うことにより、労働者及び事業主等の抱える問題の早期解決が図られ、結果として就業継続につながる事が期待されることから、ユーザー評価(満足度)を目標として設定する。	民間団体等

23' No	事業名	事業概要	22' 評価	平成22年度予算額		平成23年度予算額(補正後)		目標管理区分	22' 目標	23' 目標	目標設定の理由	実施主体
					うち独法再掲分		うち独法再掲分					
132 (新規)	女性就業支援全国展開事業	全国の女性関連施設等における女性就業促進支援事業が効果的、効率的に実施され、全国的な女性の就業促進のための支援施策の充実が図れるよう、相談対応や講師派遣など女性関連施設等に対する支援事業を実施する。			0	111,555				①女性の就業促進のための支援施策に関する相談を受けたことで、セミナー・研修会の企画運営方法や女性が働くこと全般に関する知識・ノウハウの取得など、具体的な成果が得られたとする者の割合 80%以上 ②女性の就業促進支援に関するセミナーの受講者のうち、一定期間経過後、「受講したことが実際にセミナー・研修会等の企画運営に役に立った」とする者の割合 80%以上	当事業は、全国的な女性の就業促進のための支援施策の充実を図るため、全国の女性関連施設等に対する相談対応、講師派遣等の支援を行うものであることから、相談対応等の満足度を目標として設定する。	民間団体等
133 (新規)	両立支援に関する雇用管理改善事業	両立支援制度を利用しやすい職場環境を整備するため、短時間勤務者や育児休業取得者等に関する処遇等のベストプラクティスの普及等を行うとともに、賃金等の処遇や代替要員の配置等の雇用管理改善に向けたアドバイス等を行う。			0	320,291				①両立支援アドバイザーの訪問企業のうち、現状よりも両立支援制度を利用しやすい環境づくりに取り組む意向を示した事業所数80% ②男性の育児休業取得率 前年度以上	本事業は仕事と家庭の両立を「実現化」するために、法制度の内容が規定化されるだけでなく、より利用しやすい環境を企業が整備することを目的としていることから、両立支援制度の取組企業数を目標とする。 また、男性の育児休業の取得促進に向けて、職場や地域に対する意識啓発等を目的としていることから、男性の育児休業の取得状況を目標とする。	直轄(一部民間団体等)
Ⅳ 労働基準局関係				6,651,760	0	6,841,600	0					
134	中小企業退職金共済事業費	退職金制度の普及及び退職金水準の向上を図るため、中小企業退職金共済制度への加入あるいは掛金の引上げにともなう事業主負担を軽減する掛金助成を行うとともに、当該制度の永続的かつ安定的な運営を確保するため、確実な業務実施が求められる基幹的業務に係る事務的経費についての補助を行う。	A	6651760		6534057			① 在籍被共済者数が、前年度を上回る。 ② 中小企業退職金共済制度加入事業所における自己都合による離職率(脱退率)が、中小企業における一般労働者の自己都合による離職率を下回る。	① 在籍被共済者数が、前年度を上回る(岩手県、宮城県及び福島県を除く)。 ② 中小企業退職金共済制度加入事業所における自己都合による離職率(脱退率)が、中小企業における一般労働者の自己都合による離職率を下回る。	本事業は、掛金助成によって事業主の負担を軽減することにより、独力では退職金制度を設けることが困難な中小企業について、退職金制度の確立や退職金水準の向上を図り、これに加えて、中小企業退職金共済制度において確実な業務実施が求められる基幹的業務に対して補助を行うことによって当該制度の永続的かつ安定的な運営を確保することにより、中小企業労働者について、雇用管理の改善による職場定着促進を図るものである。 このため、本事業については、より多くの中小企業労働者が事業の対象となることが重要であるため、目標として「在籍被共済者数が前年度を上回ること」を、また、中小企業労働者の職場定着促進が図られることの目標として「中小企業退職金共済制度加入事業所における一般労働者の自己都合による離職率(脱退率)が中小企業における一般労働者の自己都合による離職率を下回ること。」を設定している。 なお、「在籍被共済者数が前年度を上回ること」については、東日本大震災による被害が大きい岩手県、宮城県及び福島県では、脱退する被共済者数の増加や、新たに加入する被共済者数の減少が見込まれるため、当該3県を除くこととする。	(独)勤労者退職金共済機構
135 (新規)	独立行政法人勤労者退職金共済機構財形勘定運営費交付金	勤労者の計画的な財産形成を促進することにより、勤労者の生活の安定を図ることを目的として、持家取得資金の融資等を行うための予算措置を行う。			0	307,543			—	(P)	(P)	(独)勤労者退職金共済機構
Ⅴ その他				3,544,550	0	3,440,211	0					

23' No	事業名	事業概要	22' 評価	平成22年度予算額		平成23年度予算額(補正後)		目標管理区分	22' 目標	23' 目標	目標設定の理由	実施主体
					うち独法再掲分		うち独法再掲分					
136	独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費交付金・施設整備費補助金	労働政策の立案や労働政策の効果的で効率的な推進に寄与し、労働者福祉の増進と経済の発展に資することを目的として以下の業務を行う。 ①労働政策についての総合的な調査及び研究 ②労働政策についての情報及び資料収集・整理 ③労働政策の研究促進のための研究者及び有識者の海外からの招へい及び海外への派遣 ④調査研究結果等の成果の普及及び政策の提言 ⑤厚生労働省の労働に関する事務を担当する職員等に対する研修	A	2203915		2086489			①外部評価を受けた研究成果総数のうち、政策的視点等から高い評価を受けた成果の割合を3分の2以上得ること。 ②プロジェクト研究について、厚生労働省担当部局による評価において、労働政策の企画立案及び実施への貢献等について高い評価を受けた成果の割合を80%以上得ること。 ③課題研究について、要請元である厚生労働省による評価において、労働政策の企画立案等への貢献等について高い評価を受けた成果の割合を90%以上得ること。 ④調査研究等の成果について、ニュースレター、メールマガジン読者へのアンケート調査において、80%以上の者から有益であるとの評価を得ること。 ⑤情報収集の成果について、白書等への引用等の件数を延べ100件以上とすること。 ⑥研修生に対するアンケート調査により、85%以上の者から有意義だったとの評価を得ること。	①外部評価を受けた研究成果総数のうち、政策的視点等から高い評価を受けた成果の割合を3分の2以上得ること。 ②プロジェクト研究について、厚生労働省担当部局による評価において、労働政策の企画立案及び実施への貢献等について高い評価を受けた成果の割合を80%以上得ること。 ③課題研究について、要請元である厚生労働省による評価において、労働政策の企画立案等への貢献等について高い評価を受けた成果の割合を90%以上得ること。 ④調査研究等の成果について、ニュースレター、メールマガジン読者へのアンケート調査において、80%以上の者から有益であるとの評価を得ること。 ⑤情報収集の成果について、白書等への引用等の件数を延べ100件以上とすること。 ⑥研修生に対するアンケート調査により、85%以上の者から有意義だったとの評価を得ること。	独立行政法人労働政策研究・研修機構の第2期中期目標及び中期計画を単年度ベースに置き換えた数値目標を設定。	独立行政法人労働政策研究・研修機構
137	国際労働関係事業費	国際労働関係事業は、以下の事業を実施する。 ① 海外進出等企業労働関係指導者に対するセミナーの実施 ② 海外労働事情情報提供事業 ③ 現地セミナーの実施 ④ 労使紛争未然防止ネットワーク事業 ⑤ 労働関係指導者の招へい	A	447,198		436,038			本事業により学んだ日本の労働法制及び労使慣行等の雇用安定施策について、本事業の参加者が所属する労働組合及び企業において、実際に活用する割合90%以上	本事業により学んだ日本の労働法制及び労使慣行等の雇用安定施策について、本事業の参加者が所属する労働組合及び企業において、実際に活用する割合90%以上	本事業の実施により、我が国の労働法制及び労使慣行等を含む我が国の雇用安定施策を学び、これを所属する労働組合及び企業において、実際に活用する割合を、本事業の有効性の指標とする。	民間団体等
138	個別労働関係紛争対策	①総合労働相談窓口の運営 ②個別労働関係紛争の自主的解決の援助 ③都道府県労働局長による紛争解決の援助 ④統括情報窓口の整備と関係機関のネットワーク化の推進	A	720,732		771,031			紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図り、都道府県労働局長による助言・指導の手続終了件数に占める処理期間1か月以内のものの割合 94%以上	紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図り、都道府県労働局長による助言・指導の手続終了件数に占める処理期間1か月以内のものの割合 94%以上	これまで本業務については、景気悪化に伴い助言・指導の申出件数が年々増加する中、ほぼ一定の人員・予算で、同水準の処理の迅速性を確保してきている。これは事業運営の効率化が図られてきたことによるものである。今後も当制度の利用件数は今後も同様に高水準で推移することが見込まれることから、同水準の処理の迅速性を確保するためにはさらなる事業運営の効率化が必要である。したがって、今後とも迅速な紛争解決の促進を図るという観点から、原則として助言・指導の申出から1ヶ月以内での処理を図ることとする。 (数値の根拠)21年度の目標値。なお、平成21年度における助言・指導申出受付件数は前年度比2.4%増加している。	直轄(一部民間団体等)
139	船員雇用促進対策事業	船員の雇用の安定に資するため、船員雇用促進センターが行う技能訓練事業及び技能訓練を船員に受講させた船舶所有者に移動助成金を支給する事業に要する経費の補助。	C	172,705		146,653			①技能訓練後の試験合格率 89%以上 ②訓練の内容の分かりやすさ等も踏まえた受講生からのアンケート調査における総合的な満足度 80%以上	①技能訓練後の試験合格率 89%以上 ②訓練の内容の分かりやすさ等も踏まえた受講生からのアンケート調査における総合的な満足度 80%以上	①支援措置の対象となった受講生の知識・能力が向上したことを客観的に把握する観点から、受講者数に対する試験合格者数の割合を目標として設定し、目標数値については平成17～21年度の5年間分の合格率(88%)を踏まえて設定。22年度は試験合格率については目標値を下回ったが、達成率が98%であり、満足度は目標値を上回ったことから、目標値を継続して使用する。 ②事業内容が効果的か把握する観点から、受講生の満足度を目標として設定し、目標数値については一定程度の水準のものとして設定。	(財)日本船員福利雇用促進センター